

令和6年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和6年第1回東彼杵町議会定例会は、令和6年3月6日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	大安 義和 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主任書記	山下 美華 君
--------	--------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第5号	東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について
日程第2	議案第6号	東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第3	議案第7号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第9号	東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例
日程第6	議案第10号	東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第11号	東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第12号	東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第13号	東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例

- 日程第 10 議案第 14 号 東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 15 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 16 号 東彼地区保健福祉組合理約の変更について
- 日程第 13 議案第 17 号 東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて
- 日程第 14 議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 9 号))
- 日程第 15 議案第 19 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 10 号)
- 日程第 16 議案第 20 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 施政方針説明 (町長)
- 日程第 18 議案第 21 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計予算
- 日程第 19 議案第 22 号 令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 23 号 令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 24 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 25 号 令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 26 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 27 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 28 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 26 報告第 2 号 専決処分に関する報告について
(駄地団地造成工事請負契約の変更について)

6 散 会

開 議（午前 9 時 30 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

その前に昨日、一般質問の答弁の中で保留されておりました部分を建設課長からお願いします。建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

おはようございます。

先日ですね、大安議員から質問がありました公営住宅の入居資格について 2 点宿題とさせていただいておりましたので、回答をさせていただきます。

1 点目、高齢者は何歳以上となるのかということなんですけれども、60 歳以上となります。

2 点目、収入月額算定方法となりますけれども、給与月額ではなくてですね、所得控除後の金額から各扶養等の控除を差し引いた金額となります。その金額が 15 万 8000 円を超えない額となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 5 号 東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 5 号東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

議案第 5 号東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についてでございますが、提案理由といたしまして、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため提出するものでございます。詳細につきましては、教育次長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして、議案第 5 号東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する

る条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、本町の将来を担う子どもたちの成長をまち全体で支える施策の1つとして、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、児童生徒の学校給食費を無償化することを目的として、本条例の制定をお願いするものでございます。

なお、本条例の制定に関する例規としまして、東彼杵町学校給食費徴収条例がありますが、この条例において学校給食費の徴収や給食費の額及び給食費の減免等の内容について定めております。

本条例制定に関係しますので、参考資料といたしまして添付しております東彼杵町学校給食費徴収条例について、先に説明をいたします。参考資料として1枚添付をさせていただいております。別添、参考資料の東彼杵町学校給食費徴収条例をご覧くださいと思います。

東彼杵町学校給食費徴収条例の第2条におきまして、学校給食費の徴収を規定しております。

その内容といたしまして、「第2条 町長は、学校給食を受ける児童又は生徒の、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者から学校給食費を徴収する」と規定しております。

このため、今回の学校給食費無償化に向けては、この第2条の学校給食費を徴収するに係る規定について、無償化とするための必要な事項を新たな条例で定めるものでございます。

それでは、東彼杵町立小中学校の児童生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の条文をご覧くださいと思います。

まず、第1条に条例制定の趣旨を掲げております。「この条例は、東彼杵町の将来を担う子供の成長をまち全体で支える施策のひとつとして、子供たちの安心で充実した食の環境を整え、更なる食育の推進を図るとともに、食材費等の物価変動に迅速に対応できるようにするため、東彼杵町立小中学校において学校給食の提供を受ける児童又は生徒に係る学校給食費の無償化について必要な事項を定めるものとする」といたしております。

そして第2条におきまして、学校給食の無償化といたしまして先ほど説明いたしました東彼杵町学校給食費徴収条例の第2条に係る学校給食費の徴収について、「東彼杵町学校給食費徴収条例(令和3年条例第16号)第2条の規定に関わらず、令和6年度分から、東彼杵町立小中学校において学校給食の提供を受ける児童又は生徒に係る学校給食費を無償とする」と規定いたしました。

したがって、この条文によって、児童生徒の学校給食費を無償化することということになります。

また、学校教職員やその他学校給食を受ける関係者及び学校給食の試食に係る給食費は、従来どおり東彼杵町学校給食費徴収条例に基づいて徴収することになります。

なお、附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものといたしております。説明については以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(浪瀬真吾君)

これから、質疑を行います。4番議員、吉永秀俊君。

○4番(吉永秀俊君)

今、次長の説明でですね、従来どおり児童生徒以外の先生方からは今までと同じような給食費の徴収をするということがあったんですけど、現在、給食費を割り立てて、一食あたり小学校が240円だから月にいくら、中学校は280円だから月にいくらということで、先生方もその値段を、その

価格を徴収をされているんですけど、今回はですよ、今後は、町長、もう、小学校の先生も中学校の先生も一律で、例えばすっきりした価格、300円なら300円徴収されるようにしたらどうかと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この金額はですね、今まで学校の給食費で決めてきた小中はどこも学校もそういう形でされているものですから、うちだけ小学校中学校ということがどうなのかなと思います、検討はいたします。

しかし、今、吉永議員がおっしゃったように、私がなぜこれをしますかというのは、今、子どもたちが非常に少ないです。少ないですけども、1つの家庭に3人4人いらっしゃる方も結構いらっしゃるんですね、小中合わせて。だから、子どもの少子化を支えていただける皆さん方の負担が1戸に対して何万もなるというお話を聞きまして、非常に今回助かるということでそうしましたので、学校の先生たちを含めて今度、今意見がありましたように検討してですね、どういう県内の状況なのか調べてからまたそういう形を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

もう徴収をする側ですよ、もう238円とかですよ、そういうのはもう略してですよ、徴収する側も面倒ですから。私、さっき言ったように一律で、もう300円なら300円、小学校の先生も中学校の先生もですね、された方が私はすっきりするんじゃないかということで、そういう提案をさせていただきました。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

わかりました。

そうしたら、他の郡内も含めて全部検討してですよ、こっちから率先して、こういう形でしてもいいかどうか、ちょっと検討します。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

2つほど質問させてください。

まず1つは、今日、長崎新聞に出ていましたけれども、川棚町も無償化と、移行すると。郡内波佐見町の状況はどうか、ちょっと私も承知してないんで、その点もちょっと郡内統一されているのか。あるいはちょっと若干波佐見町は違うのか。その点を教えてください。

それから、この財源、予算書を見るとその他ということになってましたんでちょっとわからない

ですけれど、その財源はどこから出ているのか、ちょっとその2点を教えていただきたいと思えます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず波佐見町もですね、完全無償ということで、先に新聞に報道されておりました、県内ではですね色々なご意見がございまして、自分の子どもを育てるのに食事代ぐらい親の責務じゃないかということで、全体的にこの県内もまだなっていませんが、私が県で申し上げましたのは、国の施策としてなんとかできないでしょうか。そうしないと、うちはまだ子どもの数が少ないからいいですけれど、多いところはですね、大村市なんか市長にお尋ねしたら年間4億円、もう10年で40億円。これももう1回始めたら止められない。だから、ボートの収益が良いからどうだこうだ言われるけれど、他に学校の整備とか建物も掛かると。そういうことで、もうしないということで、県内はバラバラでございますので。

ただ、うちはなぜするかというと、たまたま少なくてですね、2150万円ぐらいで済むものですから、そういうことで。

財源としましては、基金の方のふるさと創生基金の方で対応させていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

これも町長にちょっとお伺いしたいということで、まず給食の調達、地産地消ということをおられましたよね。

この地産地消がですね、ある業者から言わせると、うちから今までは納入していたけれど、町外から今入っているという声を一部聞いたものですから、やはり、地産地消、町内の人の業者を努めて、これどうしても町外から調達できない物品には致し方ないと思うんですけれども、努めて町内の産物、これを給食に出してあげるというのは、あるべき姿ではないかなと思うんですけれど、その点町長のお考えを聞かせてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私ちょっと勘違いしています。先ほどの答えですね基金が過疎のソフト事業の方、過疎債でするようにします。

今、町内の業者の方ということで、とりあえず米を町内で農協の方をお願いしていたんですけれど、その米の中に小さな石とかですね、そういうその他のあれが紛れ込んでいまして、今ちょっと中断しているところでございまして、私はなるべく地産地消でやりたいです。

それで、特に無農薬がされている所もございましてますから、そういうオーガニックの方も町としてコマーシャルにならないかどうか、私が検討しているところでございましてですね。

そういう形で、今度教育委員会でまた協議をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

今、財源はふるさと納税じゃなくて過疎債の方と。

で、この過疎債がですよ、ふるさと納税はある一定程度あるけれど、過疎債、一定の期間ですよ、未来永劫ずっと続くもんじゃない。であれば、やはりこれをこの今回できた条例をですよ、未永く、子どもの数は減っていくと思いますけれども、過疎債に続く財源、これについては、これは過疎債が切れた場合、じゃあ、この財源を使うという現在見通しを立てておられれば教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ、ずっと5年ごとに過疎債の見直しがあっておりますので、もしそういうことになれば、私はもう一番頼りになるのがふるさと納税だと考えております。そのふるさと納税もしかし、いつまで続くかわかりませんが、ずっと順番に送りながら。

これはですね、やはり私は子育てと教育にはとにかくうちの町は小さい町だからできる施策だと思っているものですから。とにかく、東彼杵町で高校生までなんとか育ててもらえないかと、今ちょっとコマースを他所の町外に県内ですね、少しでもうちに子どもたちが増えていただければなと思って、それだけでございます。

ただしかし、私がこう思うのは、本当に継続的な予算をどうにかして考えなくちゃいけませんので、今のところ財源的には少しまだこの過疎もありまして良かったですけど、将来的やはり見据えながら財政計画は立てていかないと。だから3年ごとに財政計画を見直しながらですね、やっていきたい。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2 議案第6号 東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議案第6号東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第6号東彼杵町多目的駐車広場の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明をいたします。

提案の理由といたしまして、重点道の駅「彼杵の荘」に隣接する町有地に整備する広場に関して必要な事項を定めるため、提出するものでございます。詳細につきましては、産業振興課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして議案第6号について補足説明いたします。

ページをめくっていただきます。

第1条に、設置目的、名称、設置場所を規定しております。

続きまして第2条第1項に、供用時間を7時から21時までと定めております。ただし、次の第3条に規定しておりますが、RVパークの利用者及び事前に町長の許可を得たものについてはこの限りではないとしております。

第2項に運営上必要な場合は、供用時間の変更又は休止することができるとしております。

第3条に有料施設として、RVパークとキッチンカースペースを規定しております。使用料及び使用時間につきましては、次ページの別表をご覧ください。

RVパークにつきましては、チェックインを12時から21時までの間、チェックアウト8時半から12時までの間とし、料金については1泊2000円としております。

キッチンカースペースにつきましては、10時から18時までとし、料金につきましては、平日が3000円、土曜日祝日が5000円としております。

備考としまして、キッチンカースペースの使用は連続して2日まで、また、駐車広場の状況等により一般車両が駐車する場合は無料としております。

次ページに駐車広場の参考図を添付しておりますが、RVパーク、キッチンカースペースともに2区画を設置することとしております。

戻っていただきまして、第4条に料金の還付について定めております。

第5条に使用の許可について定めており、第6条に禁止行為、第7条に車両等の放置の防止について定めております。

第8条には、第6条及び第7条に違反した場合は、行政代執行にて車両等を撤去できると定めております。

第9条に免責事項について、第10条に損害賠償についての義務について定めております。

第11条に、この条例に定めるものの他に必要なものは町長が別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

1 点お尋ねしたいと思います。

第 2 条にですよ、第 3 条第 1 号に規定する RV パークの利用者及び事前に町長の許可を得た者についてはこの限りではないと書いてあるんですけど、この申請先は産業振興課なのか、一番近い道の駅の観光施設でも良いのか、その辺の考えを教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

RV パークにつきましては、今も産業振興課で受け付けをして、実際の手続き等は教育委員会であったり、総合会館の当直さんということがされております。事前の予約の受付は、産業振興課でやっております。事前の許可というのも産業振興課が窓口となります。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

ちょっと具体的なこと、この条例の下に規則というやつはまだ設けられるのかどうかということをもまず第 1 点。

第 2 点はですね、第 5 条の使用許可、これはあらかじめ町長の許可ということなんですけれども、こういう、他所から来る人がですね、どのようにして、町内の人はなかなか申請書はやり方を通知すれば熟知できるんですけども、町外の方がこういう RV パークとか、こういうものを利用する時にホームページで見て申請されると思うんですけども、どこに行けば申請すれば、そういう具体的なことが、やはり規則か何かで明確にしていかないと、なかなか利用できない、活用しづらいのではないのかなと思われま。その点ちょっといかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

規則は、今後整備していく予定でございますけれども、やはり運営をしながら、今から始めるものであって、どういったものを規則にするかというのはまだはっきりとしておりませんので、運営をしながらということを考えております。

RV パークにつきましては現在も運営をしております、今、工事をしているので休止中ということでございます。RV パークの利用者の方は、事前に問い合わせがあったりもしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

前から町長に、株式会社道の駅の従業員の駐車場の料金、今のところ無料ですよ。無料となっています。

町長は、舗装されたらその段階で有料にシフトしたいというふうに答弁しておられたんですけども、これは、今度舗装されているわけですから、新年度から株式会社道の駅の従業員の方の駐車場の割り当て地域、新たにできましたね、今度。そこを割り当てて貸し出すようにするのか。あるいは状況によってはあそこじゃなくて、また別途、他の所に株式会社道の駅さんは従業員の駐車場を設けられようとしているのか、その点、どうなっているのですか。その辺を伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

道の駅の方とお話をさせていただきまして、舗装ができればこっちの新しい方に駐める時には金額を決め、有料にします。

どうしてもこっちが祭りとか何とかでいっぱいになる時にはですよ、また児童体育館とか、日程、日にち、土日でも移動をかけたたりお願いをしたりする、今話し合いの途中でございましてですね、4月までにははっきりさせたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

別表のですね、駐車料金でございますが、これのエビデンスというか、根拠はお示しいただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

RV パークにつきましては、現在も 1 泊 2000 円で運営をしております。

キッチンカースペースにつきましては、売り上げの 10%であったりとかいうのも考えたんですけども、ちょっと売り上げがはっきり見通せないということもありまして、実際にキッチンカースペースを運営されている方にお聞きしましたら 3000 円から 5000 円というのが多かったのもあり

ますし、諫早市の商業施設なんですけれども、そこで1日、平日が5000円、たぶん税込だと思うんですけれども5500円、休みの日は7700円というのがありましたもので、平日が3000円、土日祝日は5000円が妥当ではないかと判断しましてしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第3 | 議案第7号 | 東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第8号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第9号 | 東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例 |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、議案第7号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第8号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第9号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第7号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、職員の勤勉手当の支給と地域プロジェクトマネージャーの任用を行う改正のため、提出するものでございます。

次に、議案第8号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し、文言を改正のため、提出するものでございます。

次に、議案第9号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、提案理由としまして、法の改正に伴い、引用条項を改めるため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第7号について説明をさせていただきます。

令和5年地方自治法の一部改正によりまして、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるとされました。

これを受けて、本町でも令和6年度から勤勉手当を支給するため、条例を一部改正するものでございます。

まず、会計年度任用職員は地方公務員法の規定で、フルタイム職員とパートタイム職員、2つに分けられます。

議案1ページをお願いいたします。

第2条会計年度任用職員の給与ですけれども、ここで地方公務員法第22条の2第1項第2号のフルタイム職員、同第1号のパートタイム職員にも勤勉手当を支給することを追加をいたしております。

第11条の2をご覧ください。フルタイム会計年度職員に関する規定でございます。

第1項では、勤勉手当の支給に関して、任期が6か月以上のフルタイム職員について勤勉手当を支給するという規定になります。

また、第2項では、同一年度内に複数回の採用で合計6か月に至った場合や、6月に支給する際、前年度から通算して6か月に至った場合も同様に支給対象とするという規定でございます。

第20条の2、これはパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定でございます。

第1項では、勤勉手当の支給に関しては、フルタイム同様任期が6か月以上というとなっております。

また、パートタイム職員については、過去6か月間の平均を基礎額として勤勉手当を支給するとしております。

また第2項では、フルタイム同様に同一年度内に複数回の採用で合計6か月になった場合や6月に支給する際、前年度から通算して6か月に至った場合も同様に支給対象とする規定でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

令和6年度から総務省の地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、民間ノウハウを活用したまちの重要プロジェクトの責任者として民間人の登用を予定しており、会計年度任用職員として採用したいと考えております。そのため、会計年度任用職員の給料表に新たに4級を追加し、関連予算を令和6年度一般会計当初予算に計上いたしております。

7ページの職務表をお願いいたします。

ここでは民間人材の職務表を専門的な知識又は経験を必要とする職務として追加をいたしております。

附則で令和6年4月1日から施行するとしております。以上で議案第7号について説明を終わります。

次に議案第8号について説明をいたします。1ページの新旧対照表第7条をご覧ください。

育児休業中の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、これまで会計年度任用職員は除くとしておりましたが、これを削除し、基準日前6か月以内の勤務実績がある場合は勤勉手当を支給するという一部改正となっております。

附則で令和6年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第9号について説明をいたします。

こちらにつきましては、地方自治法の一部改正に伴い自治法の引用条項が変わったことにより、関連する2つの条例を条建てで一部改正をするものです。

第1条では、東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、第2条では、東彼杵町監査委員に関する条例の一部改正となります。詳細については省略をさせていただきます。

附則で令和6年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

議案第7号をお願いします。

まず、地域プロジェクトマネージャー、会計年度任用職員の採用、任用にあたっての質問でございます。

まず、公募はどのようにしてなされたのかというのが第1点と、第2点は、もうその公募した結果、もう内定をしているのかどうか、その2点をまずお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

公募については今後行います。今後行って、できれば早く4月までには採用したいとは考えているんですけども、公募についてはまた今後取り組むということで。

まず、事前審査がありまして、県の方に内容を確認していただかないといけないということになっています。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

これは何ページだったかな、7ページになったかな、今の件は。7ページですよ。

7ページですが、これで採用されて公募されるということは、職務の等級は4級になろうかなと思って、その確認と、4級であった場合の採用時の、今度はですね、職域の等級、号数、これが問題になるかと思うんですよ。年齢とか、その人の能力によって、号数を、もう一番最初だから、もうこれは1号俸に指定するのか。あるいは7号、経験から年齢と踏まえて7号、この辺の認定はどのようにして行えるか。その点を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

新たに任用する民間人材についてはですね、4級とするために今回新たに4級の級を設けております。

これは総務省の制度でございまして、特別交付税措置がございまして、650万円を限度として、人件費の交付税措置がありまして、そこを勘案しまして、号給につきましては4級の69号給を予定をいたしている。

○——△——

——△——△——

○総務課長（高月淳一郎君）

4級の69号給、5ページのちょっと見にくい表でありますけれども、5ページの一番下にあります。この金額を予定をいたしております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号、議案第8号、議案第9号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、議案第8号、議案第9号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 10 号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 6、議案第 10 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 10 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、自主性及び自立性を高めるための推進を図る必要があるため提出するものでございます。詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

議案第 10 号について説明を行います。東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でありますけれども、今回の改正に関しましては、市町村が特定教育・保育施設の運営基準を定める際の従うべき基準、それと参酌すべき基準をですね、国が定めておりますけれども、これの改正が行われましたのでそれに伴う改正でございます。

引用している条例としましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一つ。それともう一つが、「子ども・子育て支援法施行規則」に絡む改正でございます。

内容としては、次ページからのですね、改正後の表の方に記載をしておりますけれども、全て条
ずれの修正でありますとか、字句、文言の修正でございますので、内容の細かい説明については省
略をさせていただきます。

本町におきましては、認定こども園でございますので、全てがですね。特定教育・保育施設の対
象となっております。

附則といたしまして、公布の日から施行としております。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 10 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 11 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 7、議案第 11 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本案につい
て提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 11 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、第 9 期事業計画により保険料率を改正するため提出するものでござい
ます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜り
ますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 11 号につきまして説明を加えます。

新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条、保険料率の改正についてでございます。介護保険法施行令第 38 条第 1 項につきまして、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1 号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、これまでの 9 区分から、4 区分増やして 13 区分へと保険料率を多段階化する改正がされております。それに基づきまして、本町におきましても保険料を多段階化する改正となっております。

また、今回策定しました「第 9 期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」のとおり、令和 5 年度までは介護保険料基準月額が 5000 円でしたが、これまでの第 8 期における保険給付や基金の状況などから、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年、基準月額を 4900 円へと 100 円減額することといたしました。

そこで、東彼杵町介護保険条例第 2 条第 1 項につきまして、第 1 段階から第 9 段階までの標準乗率につきまして、第 1 段階はこれまで 0.5 であったものが 0.455、第 2 段階は 0.75 であったものが 0.685、第 3 段階は 0.75 であったものが 0.69 へと更に軽減されております。

第 4 段階から第 9 段階におきましては、これまでと同様に、基準月額の 0.9 から 1.7 でございます。

そこで、新たに設定する第 10 段階が、基準月額の 1.9 倍、第 11 段階が 2.1 倍、第 12 段階が 2.3 倍、第 13 段階が 2.4 倍となっております。

次に、第 2 条第 2 項の説明をいたします。第 1 段階から第 3 段階におきましては、低所得者対策として、介護保険法施行令第 38 条第 11 項から第 13 項までにおいて、公費による更なる減額賦課基準の引き下げが改正されております。この法改正に基づく条例改正となります。これにより介護保険料の実質負担率は、第 1 段階では第 1 項に定めまして 0.455 から 0.285 へ、第 2 段階は 0.685 から 0.485 へ、第 3 段階は 0.69 から 0.685 となります。

第 4 条につきましても、第 2 条の改正同様、介護保険法施行令第 38 条の保険料多段階化の改正に伴うものとなっております。

附則により、施行日を令和 6 年 4 月 1 日とし、2 項にて令和 5 年度以前の保険料額につきましては、従前の例によることとしております。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今回 9 段階から 13 段階に変わったのはわかるんですけど、これは国の政策であって、こういう決まりはあるんですけど、これでですよ、高所得者の方の負担がかなり増えてると思うんですけど、できればですね、これはもう課長の方にちょっとお願いしたいんですけど、これは付託じゃないですので、この人数ですね、人数を教えてください助かりますが。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

申し訳ございません、見込み人数につきましてはごく少数であるということは持っているんですけども、第 10 段階という方がですね、これまでは第 9 段階の方の合計所得金額が 320 万円以上の方であったものを更に細分化しまして第 10 段階が 420 万円以上の方、420 万円以上、合計年間合計所得金額がですね。第 11 段階が 520 万円以上、第 12 段階が 620 万円以上、第 13 段階が 720 万円以上ということで更に高所得者の方ほどなので、65 歳以上の方の年間所得 420 万円以上の方というのは町内あまりおられないということでございます。

人数につきましては、後ほど確認して見込み人数を報告させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

要するに、国の基って条例改正の大きな狙いは、こういうことで理解してよろしいんですかね。やはり低所得者に対しては軽減する、高所得者に対しては厳しく、厚くする、こういう理解でよろしいんですかね、今回の改正案は。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

新旧対照表の説明の際あらかじめ申し上げましたけれど、1 号被保険者間での所得再配分機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図りということでございますので、その分を更に高所得者からという考えのもとに、法改正をなされているということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

今年の 4 月からですね、介護の月額基準額と言いますか、これが 4900 円ということで、県内で

も断トツに安い介護保険料になるんじゃないかと思っておりますけれども、しかし、これを見ますと、その安い介護保険料を享受できるのは低所得者の皆さんということですね、逆に今までの方、6段階、現在で6段階、7段階、8段階の人は逆に増えるというふうな状況になるわけでございますけれども、これ、総額的にはどうなりますか。

介護保険料の総額的には昨年と変わらないぐらいになるのか、減るのか増えるのかですね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

お手元に、第9期事業計画を配布してございますでしょうか。ありがとうございます。

こちらですね、84ページ、85ページの方をお開きいただきたいと思います。

あと、ちなみにですね、第9段階までの方は安くなります。5000円が4900円で4から9までは乗率変わりませんので安くなります。

こちらに一応標準給付見込み額とかですね、こちら保険料収納必要額等を載せてございます、84ページの中段から下段の方につきまして、見込み額を一覧表で載せてございます。

R12年度、R22年度というのは単年度、一番左は第9期計画期間につきましては3か年分の合計ということで、ちょっと見にくいんですが、こちらの見込み額となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 12 号 東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 13 号 東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 8、議案第 12 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 13 号東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 12 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護等に関し改正する必要があるため、提出するものでございます。

次に、議案第 13 号東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、法の改正により題名が改正されるため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、建設課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

議案第 12 号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

改正内容は、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化により行われるものでありまして、東彼杵町営住宅管理条例の 6 条、入居者の資格を改正するものでございます。

議案の 2 ページ目、2 枚目ですね、新旧対照表の（イ）のところをご覧ください。

配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項はですね、接近禁止命令、退去命令等を示しておりますけれど、ここに退去命令の根拠である 10 条の 2 を追加をしております。

附則において令和 6 年 4 月 1 日から施行を記載しております。

続きまして、議案第 13 号をお願いします。東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

引用している法令の名称の変更に伴う字句と字句の変更と、一部改正もれのみでございますので、説明は省略をさせていただきます。

附則において令和 6 年 4 月 1 日から施行を記載しております。説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

議案第12号の方ですね、改正の件についてお尋ねします。

配偶者等のですよ、暴力等があったということで今回条例を改正されたものか、国の通達により改正をされたものか、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

国の通達により変更をしております。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号、議案第13号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号、議案第13号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号東彼杵町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号東彼杵町漁港管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 14 号 東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 15 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、議案第 14 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 15 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 14 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、所管が厚生労働省から国土交通省並びに環境省に移管されるため、提出するものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。

次に、議案第 15 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、技術的助言及び施行令の一部改正に伴い、条例の改正を行うため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

町長に代わりましてそれぞれの一部改正につきまして内容を補足して説明いたします。

まず、議案第 14 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容を説明いたします。

改正の趣旨としましては、先ほど提案理由にもありましたように水道事業につきまして令和 6 年 4 月 1 日から国の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴いまして、当該条例の一部について所定の改正を加えるものです。

内容につきましては、2 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 4 条の水道技術管理者の資格につきまして厚生労働大臣を国土交通大臣に改めます。

施行日としましては、令和 6 年 4 月 1 日からを予定いたしております。

次に、議案第 15 号になります。東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について内容を説明いたします。

ページを開けていただきまして新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第 6 条につきましては、下水道法第 25 条に基づきます国の技術的助言といたしまして、現在政府において進められておりますデジタル社会の実現に向けた構造改革により、常駐や選任規程などアナログ規制の見直しが行われております。

その一つとして指定工事店ごとに排水設備工事責任技術者の現在専属となっております規定を選任に改めまして兼任することを妨げない内容にするものでございます。

次に、第 10 条につきましては下水道法施行令の一部改正によりまして六価クロム化合物に対する基準が強化されたことにより、当該条例の規定についても一部を改正するものです。

まず、新旧対照表の第 6 条につきましては、ちょうど上から 3 行目になりますけれども、下水道排水設備工事責任技術者を専属となっておりますけれども選任に改めます。

次に、第 10 条につきましては、六価クロム化合物につきましては現行では 1L につき 0.5 mg 以下となっているのを 0.2 mg 以下に改めます。

施行については、令和 6 年 4 月 1 日からといたしております。説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。7 番議員、口木俊二君。

○7 番（口木俊二君）

議案第 14 号なんですけれども、登録者が水道技術管理者ということは個人なんですかね、これは。

で、厚生労働大臣の登録から国土交通大臣への移行ということで登録をし直さないといけないというのは、個人で登録をし直さないといけないのか。あるいは会社に通達があったのか。お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

水道技術管理者の資格につきましては、個人に付与されるものになります。

指定講習を受けてこの資格が付与されるものでありますけれども、民間の設備会社の技術者、あるいは水道課の職員につきましてもこの資格を取得するようにしておりますので、いわゆる会社とかじゃなくて個人ということになります。その指定講習がこれまで厚生労働省所管であったものが、国の所管が国土交通省に移管されますので、その規定する省令が国土交通省令ということで国土交

通大臣の所管に変わるということでございます。講習を改めて受け直さないといけないというものではありません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

関連ですけれども、修了書あるいは資格書は旧資格書のまま使えるのか、それとも新しく再発行されるのですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

これは、所管省庁が厚生労働省から国土交通省に変わるというだけで、基準等はなんら変わりませんので、先ほど説明しましたように、再受講の必要性もありませんし、令和 6 年 4 月以降資格取得をする際には、国土交通大臣が指定する受講が必要な要件になってくるということです。

ですから、これまで交付されている資格書等は従前のままで、そのまま資格は継続するということをご理解いただければと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 14 号、議案第 15 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって議案第 14 号、議案第 15 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 16 号 東彼地区保健福祉組合理約の変更について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 12、議案第 16 号東彼地区保健福祉組合理約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 16 号東彼地区保健福祉組合理約の変更についてでございます。

提案理由につきましては、管理者の選任方法や手続等を明確にするため、提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 16 号について説明をいたします。

この度、東彼地区保健福祉組合より組合理約の変更を次期組合議会に上程するため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成自治体 3 町議会の議決が求められております。

変更する規約の条文については 3 枚目の新旧対照表をご覧ください。

第 8 条執行機関の組織及び選任の方法を第 2 項でこれまで管理者は組合の議会において、各町の長のうちから選任するとしていたものを、管理者は各町の互選により、組合議会の同意を得て選任するとするものでございます。

2 枚目の今回改め文がついております。戻っていただいて、附則により、長崎県知事の許可する許可の日から施行するとされております。これは地方自治法第 286 条の規定で、県知事の許可を要するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

管理者はこれでわかったんですが副管理者はどのようにして決められるのですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今までもですね、福祉組合は大体こういう形になっていたんですが、はっきり明文化するという
こととございまして、副管理者はその3町の残りの2名の町長が副管理者になるということです。
そして、この選任のひとり、職員の元川棚町の総務課長さんですけど、この方をまた任命を議
会で議決をいただいてされたということです。専任の副管理者ですね。そういうこととござい
ます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

川棚の定年退職をされた方が副管理者になられたということなんですよ。

それで以前の副管理者の方は長年ずっと福祉組合に勤められた方が定年延長と言いますか、そ
ういうことでされていって、かなりの高額報酬を、それなりの。どうして、そこでですね、もう何
十年も働いてきて詳しい方ですから。それ相応の報酬を貰われたのはわかるんですけど、その方と
同額の報酬を新しく変わられた方も取られているんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

前の方と同じ報酬とございまして、実はですね、福祉組合の職員の方からお願いをしたいとい
うことで、大分お願いをしたんですが、協議をしましたのですが、受け入れられる方がいらっし
やなくてですね、そして総務課長がちょうど川棚町を定年でございましたのでお願いをした。

この方は、非常に法律に詳しくてですね、川棚町役場でもそういう法整備の担当もされてお
りまして、今度お願いをして、給料はそのまま引き継ぐということとございまして。以上と
ございまして。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

私もちょっと福祉組合にも8か月ほど議会に出ておりませんが、その経緯がよくわからな
かったので質問したんですけど。以前の方と比べてですね、役場の職員から、言わば、悪い言
方をすれば天下りというような感じになるんじゃないか、そういう方がですね、以前の専門
で40年もやられてきた方と同額の報酬をというのは、ちょっと私も噂で聞いて、ちょ
っとそれはいかなものかなと思ひましてそういう質問をさせていただきました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 16 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号東彼地区保健福祉組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 42 分）

再 開（午前 10 時 54 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど保留されておりました議案第 11 号の答弁を長寿ほけん課長にお願いします。長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

先ほどの第 10 段階から 13 段階の見込み人数ということで確認をしましたのでご報告いたします。

令和 6 年度の被保険者数見込みが 2,947 名となっております。その中で、これまでの第 9 段階、もし細分化しない場合ですと 85 人なんですけれども、それが分かれまして、新 9 段階では 39 名、新 10 段階では 17 名、新 11 段階では 6 名、新 12 段階が 7 名、新 13 段階が 16 名となっております。見込みでございます。以上です。

日程第 13 議案第 17 号 東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 13、議案第 17 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 17 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて。

提案理由につきましては、事業計画に新たな事業名などを追加するため提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 17 号について説明をさせていただきます。

東彼杵町過疎地域持続的発展計画。以降、計画と呼ばさせていただきます。

この計画につきましては令和 4 年 9 月議会で当初計画を承認。その後、令和 5 年 3 月議会で 1 回目の変更の議決をいただいて現在に至っております。

この度、新たな施策を過疎債対象とするため 2 回目の変更が必要となり、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回は 2 回目の変更であるため議案とは別冊で変更箇所を赤字で記載した計画書、町章が真ん中に付いて、緑色の町章が付いていまして、下の方に令和 6 年 3 月変更（案）と書いておりますけれども、こちらを併せて説明をさせていただきます。

議案の説明の前にですね、この町章が付いた計画書の概要を目次で説明をさせていただきますのでご準備ください。

昨日、目次若干誤りがございまして、差し替え版をですね、1 枚紙で両面印刷のものを配布させていただいておりますけれども、その目次について若干概要について説明をさせていただきます。

この計画書ですけれども、大きく 3 つに分かれております目次をご覧ください。大きく 3 つに分かれております。

全て国の作成要領で定められている項目でございまして、まず、大きな 1 つ目、基本的な事項では、(1) の東彼杵町の概況から、(8) 公共施設等総合管理計画との整合性までの内容を記載をいたしております。今回ここには変更はございません。

次に、2 つ目が分野別施策ということで、文言そのものは載せておりませんが、1 の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から次のページ、最後 12 番目、大きな 12 番目のその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、ここまでが分野別政策となります。

ここでは、ご覧のとおり一部を除き、この分野別施策については、(1) の現況と問題点から (4) の公共施設等総合管理計画との整合性を記載する内容となっております。

そして大きな 3 つ目が、目次の一番最後にある過疎地域持続的発展特別事業分とあります。これが、いわゆるソフト事業というものになります。ここから先 54 ページから 67 ページまでが過疎計画に位置付けるソフト事業の事業内容と必要性を一括して記載してある部分と考えます。この大きく 3 つがですね、過疎計画というものでございます。

それでは議案の説明に入ります。本計画書も使って説明をさせていただきます。

まず、計画変更ですけれども、議会の議決が必要な重要な変更、いわゆる重変と言われますけれども、それと議会の議決を要しない軽微な変更、いわゆる軽変、2つの種類がございますけれども、この計画書(案)には重要な変更、重変、軽微な変更、軽変もいずれも赤字で記載しております。わかりにくいので言葉で説明をさせていただきますので、できるだけ簡潔に説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。この部分は計画書では13ページとなるところですが、ここは文章の、計画書本文の文章の変更で重変となるところでございます。

計画書13ページ、1、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の(2)その対策の中に記載している移住・定住の項目となります。

赤字で記載をいたしておりますが、「住宅整備を進めるとともに、」の文言を加えるものでございます。

理由としましては、過疎債の対象に定住促進住宅を追加するためのものでございます。

次に、議案書2ページをお願いいたします。計画書では14ページになる部分でございます。

先ほどの関連で、ここにこの定住促進住宅整備事業の事業内容を追加をいたしております。

この事業内容の単なる追加は軽変、軽微な変更となります。本来、議会の議決は必要ないと。この表の中の括弧を新たに追加するとか、そういった時だけ重要な変更となります。単なる括弧があらかじめであって、事業内容を単なる追加するものについては軽変となる。本来議会の議決が必要といたしません。

次に、議案書3ページをお願いいたします。ここも軽変となる部分です。計画書では20ページとなります。

2、産業の振興の中の(1)基盤整備の中に記載している3つの事業について、事業主体を加えております。赤字で記載をいたしております。

次に、議案書4ページをお願いいたします。これは重変となります。計画書では27ページとなります。

大きな4番目、交通施設の整備、交通手段の確保の中の(2)その対策の中に記載している交通の項目となります。この内容に、デマンド交通、公共交通ネットワークを加えた内容といたしております。

次に、議案書5ページをお願いいたします。ここは軽変となるところでございます。

赤字で記載のとおり、道路計画の中に新たに西部線(2)改良事業、口木田地区排水路整備事業、橋りょう計画の中の修繕橋梁数をここでは訂正をいたしております。

自動車計画の中にデマンド交通自動車導入事業、そして公共交通計画の中にデマンド交通実証及び運行事業を新たに追加をいたしております。

議案書6ページをお願いいたします。ここは重変となるところでございます。計画書では30ページとなります。

大きな5番目の生活環境の整備の中の(1)現況と問題点の中の水道施設の項目となりますが、文書の中に令和5年3月末の普及率、それと文末に未普及地域の解消に努める必要があるとした文言を加えております。

次に7ページ、議案書7ページをお願いいたします。ここは重変となります。計画書では33ページとなります。

先ほどの水道施設のその対策となる部分ですが、「未普及地域の解消を図るとともに、」という文言を挿入をいたしております。

次に議案書8ページから9ページにかけてとなります。いずれも軽変となります。計画書では35ページから36ページとなる部分です。

上水道計画に、口木田地区老朽施設更新工事(その2)設計及び布設工事。それと八反田地区水道未普及地域対策事業設計及び布設工事を追加をいたしております。

次に、議案書10ページをお願いいたします。これは重変となります。計画書では40ページとなります。大きな6番目、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進の中の(2)その対策の中にある子育て支援の項目となります。箇条書きの上から2番目に保育料全額補助に関する文言を加えております。

次に、議案書11ページをお願いいたします。ここは軽変となる項目です。計画書で41ページとなります。

ソフト事業の児童福祉の中で新たにチャイルドシートを含めた子育て用品購入費補助金と変更したもの、それと保育料無償化事業を追加をいたしております。

次に、議案書12ページをお願いいたします。ここは重変となります。計画書では44ページとなります。大きな8の教育の振興の中の(1)現況と問題点の中にあります学校教育の項目となります。文章の最後に物価高騰に関する負担軽減の取り組みの記述を加えたものでございます。

次に、議案書13ページをお願いいたします。こちらは重変となります。計画書で45ページとなりますが、その対策となる部分に新たに開始する入学祝金の支給や学校給食無償化の記述を加えたものでございます。

次に、議案書14ページをお願いいたします。軽変となります。計画書47ページとなります。体育施設計画の中に彼杵児童体育館駐車場拡張整備事業、ソフト事業として入学祝金、学校給食無償化事業を加えております。

15ページ以降につきましては、全て過疎計画で取り組むソフト事業の事業内容を詳細に記載した部分でございまして、全て軽変に該当いたします。内容も記載のとおりでございますので、説明については省略をさせていただきます。以上で終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

今、説明でありました事業内容でですよ、いろいろ西部線とか口木田線とかいろいろ計上されていますが、これは令和6年度、令和7年度で完全に実施しなければならないものか。もしできない場合はまた次の基本計画にもっていかれるのか、その1点をよろしく願います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

現過疎計画については令和7年度までの計画でございますけれども、次期計画も含めた形で引き続き継続事業として過疎計画対象となればでございますけれども。もしならなかった場合はですね、激変また措置というのもございますので、そういった形で継続的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

今回の計画変更されている部分につきましては、来年度からですね、事業に着手される部分を変更されていると思います。

その中で一つお尋ねですけれども、移住・定住に住宅整備を進めるとともにということが追加されていると思うんですけれども、この住宅整備というのはどこまで、例えば基盤を整備するまでなのか、住宅を建てるまでなのか、そういうことが考えられるんですけれども、どういうことを想定して変更されているのか、お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

この定住促進住宅につきましては家を建てるまでを想定をいたしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

家を建てるまでと。具体的に計画の場所がお示しできればお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今はですね、一応進めています駅の裏とか、そういう所がもし進んでいけばですね、彼杵駅ですね。その辺を計画したいと考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

令和7年度まで一応、1回目の過疎債が利用できる期間ということで、この中にですね、ハード事業を組み入れて計画されているのは大いに良いことじゃないかと思うんですけど、今度、新規事業で給食費の無料化とか3歳未満の保育料の無料化とか、こういったハード事業はですよ、これはやはり、いやソフト事業は、持続可能なものの財源が私は適しているのかなと思っていましたんですけども、この際、この過疎債を利用して、こういったソフト事業を新規に始められるということなんですけれども、先ほど、同僚議員からも話が出ましたけれど、やはりこういった過疎債、令和7年度以降、次の5年間、令和12年ぐらいまではなんとか対象地域になるんじゃないかと思っておりますけれどもですね、その次の段階を、その次のことを考えると、やはりソフト事業についてはいつ切れてもいいような、やはり財源の確保を、町長はじめ管財課あたりでですね、代替案あたりを常に考えている必要があると思うんですけど、そこら辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

元々この過疎というのがですね、目的が過疎の脱却のためのこのお金なんですよ。今、全国的になかなか卒業生がなくて、私が何回もこの陳情に行ったときに、ハードルがずっと上がってまいりまして、少し遅れて国会議員の先生とかお願いして、財務省とかですね、ようやく、もう長崎県では東彼杵町が最後だろうということでございます。

もう今から6200億円ぐらいですかね、全国的にあって、お金もどこも過疎を100%ほど使うということでございますので、ソフト事業も約4000万円ぐらいしかございません。令和7年度また大会もあるんですけども、持続的にいろいろお願いをしておりますので、その後の、やはりいつ何どき、本当に駄目になるかわかりませんが、目的自体が過疎の脱却というのはですね、もうたぶん日本全国厳しいんじゃないかなと。人口が日本全体が沈んでいますから。本当は、人口増をするための目的で過疎債ができた状況でございますので、今後は、吉永議員もおっしゃるように、本当に財源をですね。私、昨日も発言しましたがけれど、ふるさと納税がなければですね、監査委員をされていてわかると思うんですけど、もう自由に使えるお金が本当に東彼杵町は1億円しかない。大体税収が人件費でほとんどでございますからですね。

だから、この辺も本当に財政計画というのは非常に慎重に持っていかなければいけません、私が踏み切った段階では、今後の財政状況も考えながらですね、基金の積み立ても当然していかなければなりません、そういうことも含めて。庁舎の方も、今、財政当局と協議をしておりますのは、話ちょっと飛びますけれども、1億円庁舎の方になんとか積んでいかれないかということでお願いをしておりますので、もしかしたら町の事業が少しどこかをやはりしなければいけない。そして、今後は特別会計も独立採算の方向でございますので、水道も公共企業会計になりましたから、非常に厳しい状況であります、なんとか工夫して、職員にもですね一人一人自分が財政担当だと思って、何か補助がある、何か起債が有利なのがないかと探してくれということですので、人事異動も含め、できれば財政に皆さんこう行っていただいでですよ、経験をしていただければと思っておりますので、私自体も考えながら、本当に慎重に進めていかなければならないと思っております、

今回議決をいただきました給食費等もですね、持続できるようになんとか頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 14 議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 9 号))

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 14、議案第 18 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 18 号専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 756 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 68 億 9565 万 6000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、衆議院小選挙区選出議員補欠選挙に関する補正であり、歳入歳出それぞれ 756 万 8000 円を追加計上するものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 18 号についてご説明いたします。

補正予算第 9 号では、衆議院小選挙区長崎県第 3 区の補欠選挙になりますけれども、執り行われることが急遽決定したため関連経費を 2 月 1 日付けで専決処分をさせていただいたものになります。

それでは、7 ページをお開きください。3 番歳出でございます。

2 款 4 項 4 目衆議院小選挙区選出議員補欠選挙 1 節報酬から 8 ページの 17 節備品購入費までは、補欠選挙に係る人件費や事務経費を計上しており、合計で 756 万 8000 円を追加いたしました。

次は 6 ページ、2 番歳入になります。

17 款 3 項 1 目総務費県委託金は、今回の補正の財源として 756 万 8000 円を委託金収入として追加しております。

3 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正です。今回の計上事業につきましては、年度内に完了しないため同額を繰越しとしてお願いするものです。

最後に1ページ2ページの第1表、4ページ5ページの事項別明細書、9ページ以降の給与費明細書については、金額の積上げですので説明を省略いたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第18号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号 令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第15、議案第19号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第19号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）でございますが、予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5592万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ67億3972万9000円とするものでございます。

提案理由につきましては、各種事業の減額及び決算見込みによる減額であります。歳出の主なものは、ふるさと応援寄附金謝礼1000万円、測量業務委託料2500万円など。

歳入の主なものは、国庫支出金4529万3000円、繰越金8994万5000円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い

いたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 19 号についてご説明いたします。

20 ページをお開きください。3 番歳出から説明いたします。まず最初にこのページ以下歳出を減額したものに付きましては、実績等により不用となったものを減額しております。それらの説明につきましては省略をさせていただきます。

中段ほど、2 款 1 項 3 目財政管理費 7 節報償費は、ふるさと応援寄附金に対する返礼品費用について支出見込みから不足分 1000 万円を追加しました。

21 ページになります。10 目地域づくり推進事業費 22 節償還金利子及び割引料の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金前年度返還金は、交付金事業の実績から前年度交付金の返還を行うため 275 万 9000 円を追加しました。

12 目公共交通事業費 18 節負担金補助及び交付金の生活交通路線維持費補助金は、JR 九州バスの運行補助金になりますけれども、バス運行の収支見込みから補助金 135 万 1000 円を追加いたしました。

次は 25 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 27 節繰出金は、介護サービス費用等の補正財源として特別会計への繰出し費用 52 万 3000 円を追加しました。

30 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費 22 節償還金利子及び割引料では、前年度の農業資材価格高騰対策緊急支援事業において補助対象者の実績訂正があったことから補助金返還の必要が生じ 55 万 2000 円追加いたしました。なお、補助対象者から補助金返還をいただきますので歳入でも追加計上しております。

33 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 12 節委託料は、西部線道路新設に係る測量設計業務費用について計画の変更を行い、不足費用 830 万円を追加しました。

34 ページをお願いします。8 款 3 項 2 目河川改良費 12 節委託料の測量業務委託料は、山田川改修工事に伴う橋梁改修の測量設計費用を計上し 2500 万円を工事費用から流用いたしました。

次は、42 ページをお願いいたします。10 款 6 項 2 目体育施設費 12 節委託料と 16 節公有財産購入費は、彼杵児童体育館駐車場拡張事業の費用になります。測量費用の 40 万円と用地購入費用は見込みに不足が生じ 460 万円を追加いたしました。

43 ページになります。12 款 1 項 2 目利子 22 節償還金利子及び割引料は、地方債の償還の利子になりますが、支払い予定から不足分 232 万 9000 円を追加しました。歳出は以上になります。

次は、9 ページ以降 2 番歳入になります。

歳入につきましても、交付金の実績や事業の実績等に伴い増減いたしましたので説明は省略いたします。また、併せて繰越金等を追加し財政調整基金繰入を皆減する等調整を行っております。

次は 4 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正になります。4 ページ及び 5 ページの事業名に挙げております 24 の事業について年度内に事業が完了しないため繰越しをお願いするので、補正後の繰越明許費は、合計 6 億 1769 万 2000 円となります。

6 ページをお願いします。第3表地方債補正になります。起債の目的に挙げております6事業の起債について限度額等補正を行ったものになります。

最後に、1 ページから3 ページまでの第1表、7 ページ、8 ページの事項別明細書、44 ページ以降の給与費明細書は、歳入歳出の積上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

予算書の5 ページをお願いいたします。繰越明許費がですよ、これは付託になりますので町長に聞きたいと思っております。

昨年度が27件繰越明許が挙がっておりました。今回は24件と少し下がっております。しかしながら、この24件のうちですよ、見てみたら土木関係が14件あります。そして、令和6年度はですよ、まだ今から審議をするんですけど、駄地住宅の建築ですね、それから山田川の改修等上がっております。

それで建設課の職員ですよ、実際に足りているかどうかですね。今、県の方に1名出向されていますが、1名戻ってこられて1名の増はわかるんですけど、この事業の、繰り越しですよ、来年度を見据えた場合に、私自身人数が足りないと思っているんですけど、人事権は町長がありますので、その考えをお聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、構議員がおっしゃるように、この技術系の募集を再三いたしておりましたけれど、なかなか職員さんが、募集もなく推移しておりましたが、今回の採用が叶いまして、技術系の方が今2名来ます。そして1名はナークから戻ってきますし、水道の方もちょっと人事の方でまだ言えませんが、ちょっといろいろ職員の問題がございまして、異動をしなければいけなかった状態がございましてですね、その辺の補充もしなければいけません、今後ですね、補充をしたいと思っております。

住宅の方はですね、今、建築士の資格、2級建築でございまして、そういう資格の方がちょうど、職員でなんとか応援にですね、正職員ではございませんけれども、今交渉をしているところでございまして。どうしても、他所の町もそうですけれども、技術系がですね、全部もう民間も足りないぐらい募集してもですね。

ですから、私が今回はなんとかうちに来てもらうようになりましたので、ナークから1名帰ってこられるのと、1名は新人ということで、2名は確実に今の段階から増加できると。おまけに住宅もございまして、その建築士の資格を持っている方がですよ、見ていただければ非常に助かるのかなということで、今、そういう状況で計画をしているところでございまして、まだ決定してはございませんけれども、そういう形でございまして。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今、町長からお話を聞きましてほっとしました。

いつもですね、以前よりも繰越しが何か増加している傾向にあるものですから、少しでも職員がですね、残業等をしないように体制作りをですね、作ってもらえればと思って質問しました。ありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

33 ページお願いします。

8 款 2 項 2 目西部線測量設計業務委託料追加。これ、どうしても町長にお伺いしたいんで、ちょっと。

ここに口木田線の海岸線の道路整備のため、あそこに住んでいる民家の人、5 軒か 7 軒かちょっと定かじゃないですけどもそのくらいの程度だと思いますけれども。その人たちのための緊急車両とか、あるいは消防自動車進入は非常に今現在では困難。その必要性は私もそうだと認めております。

しかし、これをですよ、本当に相当な金額に、全員協議会で町長も説明されました、この費用対効果ですね。

これをですね、今従来ある進入の旭セメントの所から入ってくる線路がですね、ちょっといびつで狭い、これが最大のネックですね。あれがもう少し直進になって、もっと広い道路になればその問題解決になるんですけど、これは JR が OK しないとなかなか厄介な、困難な問題で、できないということでこっちの方にシフトしてきたんだろうと思いますけれども。こここのところもう一歩立ち止まってですよ、もう少し JR を説得をしていけば、ものすごく費用が小さくて済みますよね。

これの掛ける費用は相当な金額に、具体的に見積もっておられませんから。町長の、町の方ではもう見積もっておられると思います。最終的には相当な金額になろうとか思います。どのくらいの最終的な、この完成するに至るまで、ちょっと教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は今、大石議員がおっしゃった道路を、元々旭生コンの方からですね、する予定だったんですが、国道と踏切がこの距離が非常に近くて十分な交差点の計画ができないと。これは警察もそうですけれど、JR もそうですね。

だから、今度新しい所に計画をいたしまして、私が考えておりますのは水道も当然あそこをお願いしておりますので。今、別荘で結構嬉野からも問い合わせがあつておりましてですね、水道もない所にはいけない、道がちょっと入りにくいとかいろいろありまして、そこを整備して今度宅地、住宅地の方にも私はなんとか計画できないかなと検討いたしまして、こういう形で道路の方。金額がまだ今から設計をしてみないとちょっとわかりませんが、なるべく距離も、道路の距離としても

あんまりないんですが、元々あっちの町道の方の整備もですね、本当はしなければいけなかったんですが、もう本当に嬉野、佐賀県辺りからですね、海が見える所の別荘地、そういう要望もあって、あちこち探しておられる方もあるものですから、そういう形で今から整備をしてですよ、できれば住宅。例えば高台から見る所も良いですけど、海の近くも船ですぐ行きたいとかという方もいらっしゃるからですね。そういう形でまず整備をさせていただいて、宅地を増やしていきたいと、移住・定住ですね。そういう形も考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

金額についてはこれからということ、もうアバウトで結構なんですけれども、見込みを教えてくださいませんか。割増しでいいですよ。あまり下げて、あとで追加となるといけないから、ちょっと割増料金で教えていただければと思います。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

概略ですね、まだ調べていませんけれど、今、JRの所の交差点から引っ張ってくるまで約1億円ぐらい掛かる予想です。

ですから、全てがもう少し掛かるかもしれません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1番議員、大安義和君。

○1番（大安義和君）

あそこは私たちの祖父の時から旧道ですもんね。それで、蔵本でも地域の方ともそうですけれど、草刈りとかした経緯があって。今の発想がJRを越えるという発想。

あそこの、今ドライブインが閉鎖されていますけれど、あれからちょっと行ってから、JRのトンネルの手前の方から下る、下ればJRを絡まないでできる。それと、今町長がお示しされた、あそこ病院の先生とか何かの別荘地が確かにあります。そこら辺をUターンすればですね、JRを越さないでもできるんじゃないかというふうにちょっと今思ったものですから。

どうしても視線がJRを越すというふうなビジョンでありますので、ご提案としてそういう選択肢もあるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、車だけじゃなくて、今、国道の海側に、左側ですけど、佐世保方面に向かってお墓があるんですよね、口木田地区の皆さん。今、踏切でも何でも無い所を渡っておられて、非常にその辺も危険なものですから、今度この道路ができますと側道側に歩いて行けるような説明はしておりま

すので、全てを含んでですね。やはり危険性を解消するために1回もう設計を出して今回追加でございまして。これは一気ににはできません、おっしゃるようにお金が要りますからですね。順番にやっていただいて、将来的にそういう。

あそこの太陽ドライブインの所もですね、かなりあちから道路まで幅員も狭いですから綺麗にしなければいけません、ここだったらいざ有事の時にそのまま集落の方が脱出できるような形になりますので。

できれば今まで水道も申し出があって、何十年も放ったらかしてきたという私の申し訳ない気持ちもございましてですね、そういう形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第20号 令和5年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第16、議案第20号令和5年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第20号令和5年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ451万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億6035万6000円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、保険給付費386万円、歳入の主なものは、繰越金130万円などでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第20号について説明を加えます。歳出から説明させていただきます。

12ページをご覧ください。2款保険給付費につきましては、令和5年度の給付実績見込みから、それぞれ増減をしております。

主なものとしまして、1項1目居宅介護サービス給付費の訪問介護を276万円追加計上、短期入所生活介護を270万円減額、1項5目施設介護サービス給付費の老人保健施設を210万円を追加計上しております。

13 ページをお願いいたします。5 款地域支援事業費につきまして、高齢者の配食事業、配食数が増加したことによりまして、委託先職員の勤務時間が増加しており、これにより不足が見込まれる委託費の増額を行っております。

2 項 5 目任意事業費 21 万 8000 円と、14 ページの 4 項 1 目保健福祉事業費 43 万 5000 円をそれぞれ追加計上しております。

続きまして歳入を説明いたします。5 ページをお願いいたします。3 款国庫支出金につきまして、国庫負担金の増額となります。歳出、保険給付費の増に伴い 1 項 1 目介護給付費負担金に 66 万 7000 円、1 項 2 目介護給付費財政調整交付金に 27 万円を追加計上しております。

6 ページをお願いいたします。歳出、地域支援事業費の増額に伴い、2 項 2 目地域支援包括任意事業交付金を 8 万 3000 円追加計上しております。

7 ページをお願いいたします。4 款支払基金交付金です。歳出、保険給付費の増に伴い、1 項 1 目介護給付費交付金を 104 万 2000 円追加計上しております。

8 ページをお願いいたします。5 款県支出金です。保険給付費の増に伴い、1 項 1 目介護給付費負担金を 58 万 7000 円追加計上しております。

9 ページをお願いいたします。地域支援事業費の増に伴い、3 項 2 目地域支援包括任意事業交付金を 4 万 1000 円追加計上しております。

10 ページ、7 款繰入金です。保険給付費の増に伴い、1 項 1 目介護給付費繰入金、地域支援事業費の増に伴い、1 項 3 目地域支援包括任意事業繰入金を合せて、52 万 3000 円追加計上しております。

11 ページ、8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度繰越金を 130 万円追加計上しています。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきまして、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 20 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 17 施政方針説明（町長）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 17、町長の施政方針説明を行います。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、施政方針を説明いたします。

はじめに、令和 6 年 1 月 1 日に発生しました能登半島地震におきまして、甚大な被害によりお亡くなりになられました方々に、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災されました皆様方に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。また、羽田空港での航空機事

故により亡くなられた海上保安庁の方々には心より哀悼の意を表します。

ようやく、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかな回復傾向にあるものの、世界的な物価高騰に円安が重なり、国内産業や国民生活に大きな影響を与えています。

本町は依然として自主財源に乏しく、いろいろな事業を展開するにあたり、国県の補助金や、起債についても償還時の交付税措置や充当率などに細心の注意を払いながら事業を進めていかなければなりません。特に、過疎債は、脆弱な財政事情の中では有効な起債であり、計画的かつ効率的に運用をする必要があります。

財政計画の中で自主財源を増やすためには、とりわけふるさと納税に頼らざるを得ない状況下にあります。令和5年度は3億8000万円となる見込みで、目標の4億円には僅かに届かないようですが、令和6年度も引き続き創意工夫して、4億円突破を目指します。自由に使える財源であるふるさと納税が無ければ、多くの事業が実施できなくなるため、返礼品の新規開拓がカギになると考えています。

頻発・激甚化する自然災害に備え、災害対策本部機能を保持できる環境を確保するための新庁舎整備につきましては、建設場所、面積、建設費用、目標年次などの決定に向けて、今後の人口減少や職員の働き方も含め、具体的に協議を進めなければなりません。

また、社会保障費の増大に加え、既存施設の解体などにも多額の費用も見込まれるため、将来の財政状況を見極め、交付金や補助金等を最大限に活用した事業を展開するとともに、民間でできることは民間活用を推進していきたいと考えています。

道路や河川、水道等の整備や農林水産業、商工業の振興、生活・産業基盤など必要な事業におきましては、活用できる範囲で過疎債（交付税措置70%、据え置き3年、償還年限12年）を有効活用し、通年の起債借入れについては、借入額の再考や緊急度を考慮するとともに、公債費率の見通しを注視する必要があります。

今後とも職員一人一人が財政担当職員であるとの自覚を持ち、尚一層の歳出削減に努め、事業を起案する際は、有利な補助事業や起債についての情報収集に取り組む必要があります。

重点道の駅として、国土交通省が進めていた道の駅の再整備事業が完了し、新たに設置された情報休憩施設を活用し、町観光協会を中心に町の観光や文化、恵まれた自然環境などの情報発信を行っています。

周辺の町有地の舗装もまもなく完了しますので、週末の農林水産トラック市などを企画し、町内産農畜産物・海産物の販売促進を図りたいと考えています。

さらに歴史民俗資料館や明治の民家の企画展なども、官民一体となり推進していき、特別町民やサポーターの皆様にも応援いただきながら、交流人口の増を図り、移住・定住・経済の活性化につなげたいと考えています。

令和6年度の主要な施策についてご説明を申し上げます。

1、子育て支援について

少子化が進む中、保育料無償化（0歳から2歳）を実施し、子育て世代の負担を軽減します。また、保育園等を利用していない生後6か月から3歳未満の子どもを対象に、月10時間を上限に、保護者の就労の有無などは問わず、時間単位で柔軟に保育を利用できる「こども誰でも通園制度事

業」を始めます。

町立小中学校の給食費無償化と地産地消の推進により、子どもの健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減に努めるとともに、すべての児童・生徒が平等に良質な給食を受けることができるようにします。

さらに、小中学校入学祝い金（小学生 3 万円、中学生 7 万円）給付の新設と、引き続き高校・大学等への通学経費の支援により、子育て世代の負担軽減を図ります。

2、公営住宅建設及び宅地造成について

（仮称）新駄地団地については、3 階建て入室戸数 24 戸の住宅を千綿小学校下に建設し、現駄地団地については、宅地としての活用の協議を進めます。

宅地造成については、引き続き民間資金による開発を促進し、人口減少の緩和を図り、子育て世代への政策の浸透で移住・定住をめざします。

3、デマンド交通事業について

デマンド交通は、面積が広く交通システムが脆弱な本町のような地域に適したものです。

バスや電車などのように、あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定した時間に指定した場所（役場・病院・店舗など）へ送迎する交通サービスです。

本町は、マイカー無しでは生活ができない地区が多く車は必需品ですが、今後、高齢化が進み高齢者の運転免許証返納が増えることが予想され、その移動手段の確保を考慮しなければなりません。

地方の公共交通はライフラインであるため、現状に適したデマンド交通が必要であり、住民が利用しやすい方法を実証事業を通じて検討しながらシステム導入を図ります。

4、千綿溪谷 龍頭泉再生に向けて

多良岳県立公園千綿溪谷は、大野原高原の溶岩台地を貫流する千綿川が柱状節理の岩盤をくりぬき、水と奇岩が織りなす 48 の瀑布、水簾、溪流と淵の絶景地です。中でも龍頭泉は落差約 16m、千綿溪谷最大瀑布の景観を見せてくれます。

かつては長崎観光百選の第 5 位にも選ばれ、爽やかな清涼感で、夏には絶好の避暑地として、町内外から多くの観光客を集める町内最大の集客場所の一つで、特にそうめん流しは人気の的になっていました。

災害等で暫く整備ができていませんでしたが、今回、駐車場の落石防護柵やトイレ改修工事を進め、今後は、接続する林道や歩道の整備も含めそうめん流しの再開を目指し、千綿駅、龍頭泉、広域農道、茶畑の観光周遊ルートの確立で、大村湾を眼下に見下ろす自然景観を生かし、交流人口の増大を図ります。

5、移動手段利便性の向上について

東彼杵道路につきましては、国道 205 号の渋滞解消に向け平成 6 年に候補路線に指定されて以来、長い間、進展はありませんでした。

しかし、昨年度より環境アセスメント調査に着手されています。一刻も早い建設実現に向けて、県や関係市町と連携を図りながら、国に対し要望活動を行い、予算の確保につなげていかなければなりません。

6、農林水産業の推進について

そのぎ茶振興については、引き続きプレミアム戦略事業を展開し、そのぎ茶の魅力に特化したセミナーの開催や、アンバサダー自ら PR 活動を行い、そのぎ茶を広めていく人材の養成を図ります。また、日本一奪還のため、主体となる JA 茶業部会へ手摘み経費等の助成や、内質審査向上のための対策を講じます。

みかん栽培については、マルチ導入事業などの支援、アスパラ、いちごなどの施設園芸には、セーフティネット共済への加入促進事業補助による経営の継続、その他農地保全及び多面的機能の維持を図ります。

畜産振興については、肉用牛肥育経営安定交付金制度加入継続のための支援や、牛舎等長寿命化推進事業、経営安定対策等の支援を行います。

また、優良雌牛確保支援事業については、繁殖用に供する和牛生産農家に対し支援を行います。

有害鳥獣の捕獲事業については、千綿・彼杵猟友会のご協力をいただき、活動等への助成により、農作物被害の軽減を図ります。

林業については、町の面積の約 60%を占めている森林への関心の薄れや後継者不足などから、手入れ不足の森林が増加しています。

二酸化炭素の吸収や水源涵養など森林が果たす役割を子どもにも知ってもらい、森林整備によって災害防止につながることや、海を豊にすることなど啓発し、山からの恵みについて再認識してもらう取り組みを、東彼杵郡森林組合と一体となって、林業振興や地域の活性化を目指します。

水産業については、種苗放流による水産資源の確保や海底耕うんによる漁業環境の改善を図るとともに、農水産加工施設での人材確保に努めていきたいと考えています。

7、教育環境の整備について

東彼杵中学校の校舎大規模改修については、各教室の避難経路確保のための出入り口 1 か所の増設と、全トイレの乾式化及びバリアフリー化を実施します。また、体育館床の研磨改修、コートライン等の塗装を施工し、安全快適な教育環境を整備します。

町域が広い本町においては、児童生徒の通学時の安全確保と保護者の負担軽減が喫緊の課題となっていました。そのため、おおむね千綿小学では 1km、彼杵小学校では 1.5km、東彼杵中学では 2km 以上の校区に、スクールバスを令和 7 年度までに順次導入してまいります。

なお、本年 4 月からは、彼杵小学校区の赤木・上杉地区と山田・樋口地区の運行を開始します。

町内児童生徒数の現予測では、千綿小学校において、令和 15 年に複式学級に、その数年後には完全複式学級になることが予想されます。

集団での学びの質や人間関係構築のスキル等への影響、更に学校施設の老朽化問題もあり、小中一貫教育など町の教育制度の検討を、教育委員会において本格化してまいります。

8、健康推進を兼ねたスポーツの振興について

スポーツは健全な心身の発達を促し、豊かな心を養うために重要な役割を果たしています。

新港グラウンドでは高齢者の方々が、生涯スポーツの一環として、グラウンドゴルフやゲートボールの競技を実施されており、ゲームを通じて健康づくりやまちづくりにご協力いただいています。

現在、グラウンドに新しいトイレを 1 か所、駐車スペースの拡張を行い郡大会等の競技対応も可能になりました。

特に集中力や調整力を発揮する場面がうまく組み合わせられた時の達成感は、心身ともにリフレッシュでき、健康寿命を延ばすためにも大変有効であり、介護保険料の引き下げにもつながっています。

コロナ禍や人口減少により、各種イベントへの参加が以前より大きく減少し、課題となっています。長崎健康アプリ歩こーで！の全庁的な取組により、気軽に楽しく健康づくりに参加できる機会を創出してまいります。

9、建築施設・インフラ施設の整備について

役場庁舎は、本館部分が昭和 36 年建築で法定耐用年数を超え、また河岸浸食区域に位置していることから、巨大地震や頻発する豪雨によって庁舎倒壊も想定されたため、現町有施設へ移転するのか、又は庁舎を新築するのか、整備方法の検討が喫緊の課題となっていました。

就任直後、令和元年に町職員による新庁舎整備検討委員会を立ち上げ、建築士による総合会館建物調査を実施するなど検討を進めてまいりました。

結果、総合会館建物は、震度 6 強の大地震後に業務を継続できる十分な耐震性を有していないことが判明いたしております。

町議会においても、町執行部からの報告等を参考に調査検討を行っていただき、令和 3 年 12 月定例町議会において「現在の教育センター分室一带に新庁舎（議会棟を含む）を建設することが望ましい」と、議会庁舎整備特別委員会から報告がなされたところです。

庁舎整備方法については、議会からの提言を基軸に据え、これまで、専門家による庁舎新築のための候補地の地盤調査や既存建物のアスベスト調査などを実施し、第一の候補地として彼杵児童体育館用地を選定しまして、現在、規模や建設費の調査を進めております。近いうちに町議会、町民皆様に丁寧の説明申し上げ、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えています。

本町では、新庁舎整備を含め庁舎以外の多くの建築施設も老朽化が進んでいます。公共施設長寿命化計画に沿った長期的な個々の施設整備方針につきまして、過疎債などを活用した整備を提案できればと考えています。

道路インフラ整備につきましては、基幹町道の改良は、大野原高原線道路改良事業と中尾本線道路改良事業、辺地対策債を使った深澤道路改良事業となりますので、限られた予算ではありますが、職員とともに英知を結集し早期完成を目指します。また、上水道インフラについては、新たに、口木田地区、八反田地区の一部未普及箇所への管路布設を行います。下水道インフラについては、処理場や管路の布設替え等に多額の費用が必要であり、将来負担についても検討を始めなければなりません。

役場庁舎を含め、各種施設整備には巨額の財政支出が必要となるため、建設の時期や財源、公債比率等を十分見極め、取り組まなければなりません。先日、新聞報道でもありましたように、九州周辺にも新たな活断層の存在が発表され、東彼杵町でも震度 4 から 5 強が発生する可能性も指摘されました。

災害発生時に対策本部となる庁舎につきましては、早急な対応をしなければならないと考え、財源等も含め検討しなければなりません。

結びに、令和 6 年度の予算執行にあたりましては、町議会皆様方のご理解とご協力をお願いいた

しますとともに、可能な限り地域に出向き、町民皆様方のご意見等をお聴きし、丁寧な行政運営に努めてまいりたいと思います。

また、新たな課題へも積極的に取り組み、職員とともに総力を結集し、住み慣れた場所で、「ずっと暮らし続けたい町」を目指します。

引き続き、諸施策に対しまして、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、施政方針といたします。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の施政方針説明を終わります。

ただいまの施政方針に対する一般質問は、最終 19 日に予定をいたしております。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 58 分）

再 開（午後 01 時 15 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 18 議案第 21 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 18、議案第 21 号令和 6 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 21 号令和 6 年度東彼杵町一般会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72 億 4000 万円でございます。

債務負担行為につきましては、第 2 表、一時借入金の借入最高額は 2 億円と定めています。また、地方債につきましては、第 3 表でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第 21 号についてご説明いたします。

まず最初に、令和 6 年度東彼杵町一般会計予算概要をご用意いただき、7 ページをお開きください。カラーの分です。

歳出の状況のページになりますけれども、表の一番下の合計欄になりますが、本年度の一般会計予算総額は、72 億 4000 万円となりました。対前年度比 14 億 500 万円、24.1%の増となっております。

増額となりました1番の要因は、表の5段目普通建設事業費が7億8551万8000円の増となりました。駄地団地建替費用などを計上した結果、大きく影響しております。その他、人件費や物件費も増額しており、これら合わせて増額した予算編成となりました。主な増減内容については、こちら予算概要の冊子でまとめておりますので、後ほどご参考ください。

それでは、別の資料になりますが、一般会計予算目別増減内訳書をご用意いただきご覧ください。薄いホッチキス留めの資料でございます。予算の内容につきましては、時間短縮もありますのでこちらで増減の内訳をご説明いたします。

まず、7ページをお開きください。こちら歳出です。表のいちばん左に漢字で頁という列がございますけれども、この列の数字は予算書の各目の先頭ページを記載しております。予算書と見比べる際には、その辺りに項目が載っておりますので後ほどご活用ください。

それでは、歳出の款項順に説明いたします。最初は2款総務費です。

1項総務管理費は、全体で1億5084万7000円の増額となりました。内訳としましては、1目一般管理費では、人件費の増額、また、個人情報安全管理業務委託料を新規計上しており目全体では2130万9000円の増額となりました。

3目財政管理費では、ふるさと納税関連経費を増額しており、目全体では3441万8000円の増額です。

9目電子計算費では、イントラシステムを更改し、それに伴うシステムリース料が増額となりました。また、新規パソコンのリース料やそれに伴うマイクロソフト365リース料なども計上し、目全体では3611万2000円の増額となっています。

10目地域づくり推進事業費は、目全体で2902万5000円の増額となりました。

めくって8ページをお願いします。いちばん上、地域おこし協力隊の人員増に伴い関連経費を増額しました。

12目公共交通事業費では、デマンド交通運行事業関連費用を新規計上いたしました。目全体では、2996万2000円の増額です。

次は、3項戸籍住民基本台帳費です。戸籍関係システムの改修委託料を新規計上し、人件費の増等合わせまして項全体で1675万4000円の増額となりました。

4項選挙費では、県議会議員選挙費や町長町議会議員選挙費を皆減しまして項全体で2177万9000円減額いたしました。

次は、3款民生費1項社会福祉費です。全体で4003万9000円の増額となりました。内訳については、3目障害福祉費で福祉組合地域生活支援事業費分担金や障害児給付費を増額しており、目全体で4139万6000円の増額となりました。

また、6目後期高齢者医療費は、療養給付費負担金の増額などで1076万3000円の増額となっています。

9ページの2項児童福祉費は、項全体で5512万円の増額となりました。

1目児童福祉総務費において、福祉医療費を見込みから増額し、また、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料を新規計上しており、合計で1404万4000円増額しました。

2目児童運営費では、施設型給付費を見込みから増額しており、また、こども誰でも通園制度事

業委託料を新規計上いたしました。その他合わせて 2915 万 5000 円増額しました。

5 目児童手当費では、児童手当支給が高校生まで拡大されますので、児童手当を増額し目全体で 1201 万円増額しています。

次は、4 款衛生費 1 項保健衛生費は、全体で 448 万 6000 円の増額となりました。

2 目予防費では、予防接種事業で新型コロナ予防接種委託料を新規計上しており、目全体では 706 万 1000 円増額しました。

2 項清掃費は、1 目塵芥処理費において、福祉組合ごみ処理施設分担金が増額となっており、項全体では 642 万 5000 円の増額となりました。

3 項公害対策費は、浄化槽設置整備事業補助金を見込みから減額し、全体で 1658 万 5000 円の減額です。

10 ページをお願いします。6 款農林水産業費 1 項農業費は、目全体で 4850 万 8000 円の増額になりました。内訳になりますが、1 目農業委員会費では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を国の基準により増額しており、目全体で 683 万 7000 円増額いたしました。

4 目土地改良事業費では、里高速水路橋補修工事や中尾地区流末水路整備工事費用を新規計上しており、また、その他委託料なども合わせまして目全体で 1419 万 6000 円増額いたしました。

6 目農業集落排水施設整備費では、農業集落排水の公営企業化に伴い負担金や出資金を新規計上し、目全体で 1748 万 2000 円増額いたしました。

7 目広域農道維持費では、広域農道法面吹付工事を新規計上しており、目全体で 662 万 4000 円の増額となっています。

11 ページになります。7 款 1 項商工費においては、1 億 1191 万 4000 円の増額となりました。

2 目商工振興費では、東彼杵町事業者 DX 推進事業委託料など新規計上し、その他事業の費用も合わせて 1725 万 3000 円増額しました。

また、3 目観光費では、龍頭泉の駐車場落石防護柵修繕工事やトイレ改修工事など新規計上しており、目全体では 9000 万 1000 円増額しています。

次は、8 款土木費 2 項道路橋梁費は、全体で 1 億 1305 万 1000 円の減額となりました。

2 目道路橋梁維持・新設改良費では、橋梁補修工事費用を減額し、目全体では 3097 万 2000 円減額しました。

3 目社会資本整備交付金事業費では、中尾本線、大野原高原線の改良事業費を共に減額し、目全体で 4614 万 2000 円の減額。また、木場本線道路改良事業費も皆減いたしました。

3 項河川費は、1 億 2669 万 5000 円の増額となりました。

1 目河川管理費では、3 つの河川の浚渫工事費を新規計上しており、その他合わせて目全体で 1 億 6744 万 6000 円増額しました。

2 目河川改良費では、塩鶴川溪流保全事業の皆減により 4075 万 1000 円減額となっています。

12 ページをお願いします。4 項港湾費は、彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金や川棚港海岸緊急自然災害防止対策事業負担金を増額し、その他計上分も合わせまして 1114 万 6000 円増額しました。

5 項都市計画費は、1 目都市計画総務費において都市計画マスタープラン改定業務委託料などを

新規計上しており、項全体で 587 万 5000 円増額しています。

6 項住宅費では、駄地団地建替建設工事費を新規計上いたしましたので 8 億 4819 万 6000 円の増額となりました。

8 項辺地対策整備事業費は、深澤道路改良工事費用を減額しましたので 1974 万 8000 円の減額となっています。

次は、9 款 1 項消防費は、全体で 4919 万 4000 円増額いたしました。

3 目消防施設費では、消防 3 分団ポンプ車購入費用や防火水槽用地支障木伐採・フェンス設置費用を新規で計上しており、合計して 2951 万円の増額となりました。

5 目災害対策費では、移動系防災行政無線の更改費用や停電時対応下水道ポンプ用発電機の購入費用を新規計上し、その他費用も合わせ 1584 万 7000 円の増額となっています。

10 款教育費 1 項教育総務費は、2 目事務局費において人件費の増と小中学校入学祝金を新規計上いたしましたので、項全体で 1781 万 2000 円増額となりました。

2 項小学校費は、1 目学校管理費においてスクールバスや教員用指導書の購入費用、また、千綿小学校に係る工事費用を新規計上し、項全体では 3843 万 4000 円増額しました。

13 ページになります。3 項中学校費は、1 目学校管理費で東彼杵中学校のトイレ改修工事や教室出入口改修工事費用、スクールバス購入費用を新規計上し、項全体では 1612 万 9000 円増額しました。

5 項社会教育費は、項全体で 1968 万 3000 円の増額となりました。

2 目の教育センター費において、総合会館外壁調査・外部改修の設計費用を新規計上し、目全体では 783 万 3000 円の増額となっています。

また、4 目文化ホール費では、舞台の施設修繕費を計上しており、目全体では 659 万 8000 円の増額です。

6 項保健体育費は、項全体で 4149 万 6000 円の増額となりました。

2 目体育施設費において、彼杵児童体育館駐車場拡張整備工事費を新規計上し、合わせて 3958 万 9000 円の増額となっております。

14 ページをお願いいたします。12 款 1 項公債費は、元利償還金見込みから全体で 2788 万 3000 円の減額となりました。以上、簡単ではございますが、歳出の説明を終わらせていただきます。

冒頭見ていただいた冊子ですね、一般会計予算概要の 18 ページ以降に事業概要がございます。50 万円以上の事業について列挙しておりますので、後ほど高覧ください。

それでは、増減内訳表で 1 ページにお戻りください。歳入でございます。

1 款町税は、1 項 1 目個人町民税において国の景気対策で今年度のみ減税措置がされる予定です。その他税収見込みを合わせて款全体では、1 億 5157 万 2000 円の増額となりました。

2 ページをお願いいたします。11 款地方特例交付金は、先ほど触れました個人町民税の減税分は交付金として補填されることとなっており、2647 万 8000 円の増額となりました。

12 款地方交付税です。地方交付税は、国の地方財政計画では 1.7%増が示されています。今年度 2000 万円増額計上いたしました。

下のページに移りまして、16 款国庫支出金です。1 項 1 目民生費国庫負担金や 2 項 4 目の土木費

国庫補助金を、民生費、土木費の増額に伴い増額計上しており、16 款国庫支出金全体では 3 億 7079 万円の増額となりました。

4 ページをお願いいたします。19 款寄附金です。ふるさとまちづくり応援寄附金収入を 4 億円に見込んでおり 5000 万円増額いたしました。

次の 20 款繰入金では、1 項 3 目のふるさと創生事業基金繰入金において施設型給付費や宅地造成支援補助金などの財源として、また、10 目の過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金においては小中学校給食費の財源として基金から繰り入れており、款全体では 1 億 1920 万 9000 円の増額となりました。

5 ページの 22 款諸収入については、5359 万 2000 円の減額となりました。内訳としましては、6 ページに移ります。

5 項 5 目給食費事業収入が、小中学校の給食費無償化により減額、また、塩鶴川の受託事業収入を皆減いたしました。

23 款町債につきましては、全体で 7 億 1210 万円の増額となりました。

1 項 1 目の農林水産業債では、緊急浚渫推進事業や龍頭泉遊歩道等再整備事業の財源として計上しております。また、2 目土木債では、駄地団地建替事業の財源として計上し、これら合わせまして増額となっています。歳入の説明につきましては、以上となります。

それでは、次は令和 6 年度一般会計予算書の方をお願いいたします。議案書の方ですね、一番厚い冊子でございます。

11 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為になります。こちら 5 件の事項について令和 7 年度以降の債務負担行為を設定しております。期間、限度額等については、こちらでご確認をお願いします。

12 ページをお開きください。第 3 表地方債でございます。地方自治法第 230 条第 1 項に規定する、起債の目的、限度額などをこちらの 34 事業について定めております。

以上で説明を終わりますけれども、4 ページの第 1 表のほか、その他の事項につきましては、積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

町長にちょっと 1 点だけお伺いします。

実は我々も大変期待していたのですがけれども、議会及び色々な面でのペーパーレス化に向けた議会のタブレット購入費がですね計上されておられませんけれども、その理由をお伺いします。お聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この件につきましてはですね、今、予算を上げないというわけじゃなくて、まだこの明確にです

よ、議会事務局とも一緒に調整をしております。

と申しますのは、ペーパーレスにしても、ペーパーも途中で持ってきたり、決算とか予算の時に。その辺をまだ協議をしないと、どっちも使うとなればですよ、やはり効果が出ないんじゃないかなと思ひまして。もう、うちぐらいの規模だったら紙の方が絶対安いんですよ、タブレットのランニングコストとか考えればですね。ただ、便利さからいけば波佐見町がされたような感じでいきたいんですが、その辺がまだ決着がついておりませんので、その辺が決まり次第、補正でもですね、組ませていただきたい。今協議中です、議会事務局等とですね。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

今の町長のお話を聞きますと、補正を考えているということでございます。少しは安心しました。

と言うのはですね、当初予算にですね、我々の、町長もよくご存知のように、我々議会としてももう5年前からですね、東彼杵の3町で、議員の研修、タブレット化に向けた議員の研修をしておりまして、私たちも視察とか、また去年も総務課の方からの研修会なども行ってですね、今年の当初から購入をしていただいて、早速実演ができるのかなと思っていたんですけど、それが計上されてないということで。

逆にですね、農業委員会の方には22台のタブレットを購入ということで、ちょっと農業委員会の方にも聞いたんですけど、農業委員会としては特別、農業委員としては、特別そういった申し出はしていないんだけど、確かに去年、昨年ですね、天草に行って、そういったタブレットを使った実演をされているところも研修に行ったんで、それが縁になって農業委員さんには1人1台のタブレット端末を使うようなことをされているのかなと思ひまして。農業委員会の委員さん自体をそれほど望んでいなかったことが実現されて、我々が望んでいたことが逆に実現されなかったんだから、当初予算ではですね、ちょっと質問してみました。

それと、やはりこれも町長もご存知と思ひますけれども、3町の比較をいたしますと川棚がもう3年前からタブレット、議会だけですけれどもね、議員だけですけれども購入をされて、実際に使われております。波佐見町もですね、昨年からもう理事者の方も議員の方も全員がiPadを持たれて、今年の3月議会から本格的にペーパーレス議会の実践をされているわけでございます。

そういうことで、ちょっと同じ期間に3町の議員は研修をしたのに、川棚と波佐見が既に持つておられて、東彼杵町だけが遅れていることもちょっと危惧しましたし、また、よくご存知のように、川棚は昨年新庁舎になりました。波佐見町も今年から新庁舎になりました。そういった面です、かなり、この間、議会におけるペーパーレス化と新庁舎について、3町がかなり、東彼杵町がちょっと遅れているなという感じはするんですよ。

ですから、やはりこういうものはですね、3町の職員の交流もありますし、議員間の交流もありますから、なるべく同意時期にですね、議会のペーパーレス化、また新庁舎はそこまではちょっと、要望できませんけれど、そういった足並みを揃える面でもですね、当初予算に計上していただければどうかというところで質問しました。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

一応、当初予算の査定の時にはですね、議会事務局長からタブレット端末の費用の予算計上の話がありました。

話をしていく中でいろいろ話をしまして、例えばですね、執行部の方のタブレットをどうするかとか、そういった話とかですね、そういったのがまだ詳細に決まっていなかったものですから、詳細な購入費用スケジュールですね。あと、この辺の無線 Wifi もちゃんと耐えられるのかという問題もあると思うんですよ。

そういったものをきちんと精査して上げるように私の方から話をしたところもございまして、その時にはですね、事務局長の方にはもちろん補正対応でも構わないということで説明をしておりますので、いろいろ金額的な詳細が決まった時点ですね、上げさせていただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

教育長にお尋ねします。

スクールバスをですよ、中学校が2台、それから小学校が3台、たぶん購入費として上がっていると思いますが、運行時期とかですよ、保護者への説明とかされたのか、いつ頃されるのか、その辺がわかればですよ、教えてもらいたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

スクールバスの件でございますが、新年度予算で購入についての予算を計上させていただいております。一応、小学校につきましてはですね、町長の施政方針で述べましたように、準備が整いましてですね説明会をいたしました。一応、そういった停留所、乗り場所ですね、そういったことも案として保護者の方にご案内をしてですね、そういった内容でご意見をまた聴くような形のところでの説明会を終わっております。

中学校におきましても、いわゆる JR バス路線ですね、その路線と大野原高原線、その方の準備が整いまして、予算は令和6年度ですが、債務負担行為でですね、購入費を1台分を上げさせてい

ただいております、購入手続き等を進めております、4月からの新学期からの運行ができるというような見込みが立ちましたので、これも併せて小学校と併せて説明会を行いまして、乗り場所等についての案についてもですね、ご案内をしているところでございます。

あと、それ以外のいわゆる西部地区ですね、あと千綿小学校ということは、まだ令和7年度に向けての導入というのですね。

ただこれに至ってですね、ちょっと皆さんも情報としてお持ちだと思いますが、非常に車の生産といえますか、そこにいろいろゴタゴタがあっているようでございます。そこでですね、ものによっては、一番直結しますのは14人乗りなんです、それが、候補としていたものが今まだ生産停止です。そういった状況がございまして、ちょっとまだ見通しが立っていない状況が一部ございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

先ほど予算の説明を受けた時にですね、全体的に予算がプラスにされていると。

町長は施政方針で本町は財政が厳しい。計画的かつ効率的に運用しますということなんです、総額72億円、昨年と比較しても14億円増、24%の増。昨年までですね、58億円であったり、その前が約50億円台ということで、いきなり、いきなりですね、桁が2つ上がっていると。それについては過疎債もあるんでしょうけれども、町長の熱い決意、覚悟があるのかなと思って予算を見させていただいております。どういう思いでこの予算を作成されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、最初税財政課長が申しあげましたように、住宅がですね、やはり一番大きな増の要因です。それと河川の浚渫等もそうでございますが、やはりいつも言われるように自然災害に、起こってから災害復旧を行うんじゃないかと、そういう事前の防止をしなければいけないと私はもう常々考えておまして、それに予算を投入するという事です。

ですから、ここで赤字に転落するような財政は組んでおりませんが、これは基金の状況も見ながらですね、行っているところでございます。

先ほども言いましたように、なるべく節約して辛抱できるとかして1億円ずつ庁舎の方に貯めたいということは財政と話をしているものでございますから、今の公債比率も少し過疎債の方でも上がっておりますけれども、有利な70%の補助事業と変わりませんから過疎を使うところは使わせていただきたいということで、予算が急激に上がったということです。

ただしかし、黙って守りの政治だけではやはりまちの発展もないし、人口もどんどん少なくなる状況でございますので、私は、今回の予算としても自分で攻めていきたいという予算の確保をしているところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

増減内訳書の 14 ページをちょっとお願いします。

公債費がですよ、元金の分が減ってきているんですけど、今後の推移としてはですよ、この分についての公債費は減っていく状況なのかどうか。そこをよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、予算書の一番最終ページに記載をされていると思うんですが、少しやはり増えていきます。

増えていきますけれども、やはり何にも事業をしなくてですね、過ごせばそのまま予算は保てるんですが、やはり今の時期、言いましたように過疎のある時代だけでもしたい。それと、大きな要因は、人件費がですね、会計年度職員で勤勉手当を全部組まなくちゃいけませんので、その辺もですね、増額をずっと随時、どこの課もしているということでございます。これはうちの町だけじゃございません。これはもう決まったことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

なぜ質問したかというとはですね、12 月か 9 月かの広報を見ていたらですよ、1 人当たりの起債額の返還金がですね、上昇していたもんですから、ちょっと気になったものですから質問させていただきました。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その辺ですね、財政とも一緒に協議をしまして十分把握はしているところでございまして。とにかく可能な範囲で起債もしながらやって仕事をやらせていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

町長にお伺いしたいことがありますので、まず予算書ですね、85 ページをお願いします。

2 款 1 項 10 目 1 節にある報酬、地域おこし協力隊員 3 名。この 3 名とあるんですけども、予算概要書、ちょっと予算概要書ですね、26 ページになるのかな、一番上ですよ。

ちなみに、ちょっと待ってください。違う違う、25 ページです。25 ページの上から 3 行目とですよ、こっちは地域おこし協力隊 3 名となっていますよね。この中で、既存の 2 名に加えて新入

隊員4名採用。これ、どちらかは間違っていると思うんですけども、これ3名採用なのか4名されるのか、どちらになるかちょっと教えてください。まず。

それと併せてですよ、もう3回しかできませんからね。

そして、この3名なのか4名なのかわかりませんが、それぞれ採用される予定者はどのような方を募集されるのか。ここのところ併せて教えていただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今まで地域おこし協力隊でおられた斎藤さん、おられた分が委託に今度変わったんですよ。この報酬から外れてですね、たぶんその違いだと思います。

今後、地域おこし協力隊を予定しているのは、スポーツといちご農家の協力隊、その2名を。

○——△——

——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

はい、いや、スポーツの人が1名、教育委員会に行きますけれども、いちご農家に1名、その分でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

ここに書いてある大きな予算書の協力隊3名というのは、3名で良いということになりますね。こっちの方が正しい。こっちの新入隊員4名を採用予定というのが間違っているということになるかな。4名採用じゃないですね、そうなる。今、2名採用ということになりますね。違いますかね。

予算概要書の方はですね、今年度既存の2名に加えてと書いてあるんですよ。2名に加え、新人隊員を4名採用予定ですと書いてあるんですよ。

そうすると、私、単純計算すると6名になるのかなと思ってびっくりしたんです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、いちごはですね2人です。いちごが2人、スポーツが1人、先ほど言いましたスポーツの人が1人で3名で、もう1人、とにかく人数は4名予定しているので6名になると思います。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

じゃあ、ここに書いてある地域おこし協力隊員は、3名というのは6名に、これ3名でよろしいですか、表現は。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

地域おこし協力隊、今日ちょうど会計年度任用職員の時にも話をしましたけれども、パートとフルタイムがおりまして、パートタイムで地域おこし協力隊を採用する場合には報酬となります。パートタイムでする場合には副業もできるという話になりますけれど。給料で採用する地域おこし協力隊についてはフルタイムという形になります。

今年度途中で斉藤隊員という女性の協力隊員がおりますけれども、その隊員については委託料で組んでおります。給料でも報酬でもなく、委託料で組んでいるところでございます。住み分けについては、以上のとおりとなります。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

今度、教育長にちょっとお願いしたいのはですね、ちょっとお伺いするんですけれども、予算書の173ページ開けていただけますか。

173ページですね、10款1項2目18節に遠距離通学補助金というのがございますね。これがですよ、予算、今度は概要書の方も開けてみてください。10款1項2目、予算概要書は59ページになります。

59ページの、番号でいくと、継続188番、No.188。これのですね、説明書を見ますと、この遠距離通学補助金というのは、通学距離が4km以上の児童生徒保護者の補助金を交付しますということで、該当者がですね、千綿小学校が10件ですね。東彼杵中学校は23件、転校生が3件。この合わせて36件の方に遠距離通学費補助金が該当される方かなと理解しているんですけれども、これ以外の方で外れておられる方がおられるんじゃないかと。

例えばですよ、例えば、東彼杵町から諫早とか、あっちの方の県立中学校あたり通学している中学校生徒がおられますよね。その方に対して、この遠距離通学費補助金というのは、該当しているのか該当してないのか。ちょっとその点をお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

該当しておりません。

○——△——

特別にいいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

特別に。6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

特別に、同じ中学生でありながら、東彼杵町に居てですよ、町外に行っている、この目的がですよ、おそらく保護者に対する補助金だと思うんです、一様に。やはり東彼杵町内に住んでいてですよ、千綿の、私知っている方は千綿の方と認識しているんですけど、千綿の方が JR に乗って諫早の県立中学校に今通学しておられます。やはりこの方に対してもですね、やはりこの補助金を何らかの形で手当してやるのが公平性な立場じゃないかな。

当然そこで、この辺もですね、もう予算書ですから、是非、該当するかどうかこれは教育委員会で、教育長の方で検討してもらえればいい話ではないのかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

要綱では、町立小中学校となっておりますので、それでやっておりますので、今のところは対象になっていないということですね。町立小中学校と。

○——△——

——△——△——

○教育長（粒崎秀人君）

町立小中学校。

○——△——

町立。

○教育長（粒崎秀人君）

町立小中学校が対象になっているということです、要綱ではですね。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今の大石議員の意見ですけども、するならこの通学助成でする方法しかないものですから、ちょっと検討させていただいて、教育委員会と協議をさせていただきます。よろしくお願いします。

○——△——

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 59 分）

再 開（午後 2 時 03 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

前に、助成のやつです、半額助成の中に通学経費をですね、町内小学校、中学校、それから専門学校、町外もしていますね。申し訳ありません。ありました、町外学校も。それで、これで対応を、もしどうしても議員さんが駄目とおっしゃればまたやり直さなければいかんでしょうけれど、提案してですね、よろしくお願いします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。お静かにお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 21 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 22 号 令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 19、議案第 22 号令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 22 号令和 6 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31 万 6000 円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、1100 万円と定めています。

この予算につきましては、科目設定でございますので、説明を省略させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 22 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで税財政課長が確定申告のために退席をいたします。

日程第 20 議案第 23 号 令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 21 議案第 24 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 22 議案第 25 号 令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 20、議案第 23 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 21、議案第 24 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 22、議案第 25 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 23 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 1000 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、2 億円と定めています。

次に、議案第 24 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 4300 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、1 億円と定めています。

次に、議案第 25 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明します。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4430 万円でございます。以上 3 件の詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

まず、議案第 23 号令和 6 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算について説明を加えます。

国保事業につきましては、被保険者一人あたり医療費が令和元年度から 3 年連続で減少したこともあり、基金取り崩しを行うことなく運営できております。依然として厳しい財政状況ではありますが、昨年度と同様、令和 2 年度からの税率据え置きを継続することといたしました。

令和 6 年度の予算総額は、前年比 3.06%減の 11 億 1000 万円としています。

なお、退職者医療制度につきましては、令和 6 年 4 月 1 日付で廃止されることになっており、保険税や保険給付費などの退職者被保険者分は廃目となっております。

それでは 22 ページをご覧ください。歳出から主なものを説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費では、国民健康保険集約自動連係システム改修業務、被保険者証廃止に伴う資格確認書交付機能追加によるシステム改修業務及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修業務の委託料、合せて 756 万 8000 円を計上しております。

次に、27 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、令和 5 年度の一人あたり給付状況や被保険者数見込みを参考にして推計を行い、対前年比 1.2%減、7 億円を計上しております。

28 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましては、療養給付費と同様に、令和 5 年度の一人あたり給付費や被保険者数見込みを参考にして推計をし、対前年 6.5%減の 1 億 1000 万円を計上しております。

次に、33 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目、県に納める事業納付金の医療給付分でございます。県の算定資料に基づき対前年 10.8%減の 1 億 6877 万 6000 円を計上しております。

減額の主な理由としまして、納付金は県が算定しておりますが、東彼杵町は令和 6 年度から、医療費水準が県平均を下回る市町に該当することになったためでございます。

34 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目、県に納める事業費納付金の後期高齢者支援金分でございます。

こちらも県の算定資料に基づきまして、対前年 9.6%減の 5612 万 7000 円を計上しております。こちら、減額の主な理由としましては、所得水準の減少でございます。

35 ページをお願いいたします。3 款 3 項 1 目、県に納める事業費納付金の介護納付金分です。こちらも県の算定資料に基づきまして、対前年 8.5%減の 1907 万 7000 円を計上しております。減額の主な理由としましては、後期高齢者支援金と同じく、所得水準の減少となっております。

37 ページをお願いいたします。5 款 1 項 2 目疾病予防費でございます。18 節人間ドック検診補助金につきまして、前年比 11.9%増の 447 万 6000 円を計上しております。

これまで 40 歳に限り人間ドック受診を無料としておりましたが、令和 6 年度から新たに 35 歳と 30 歳を無料受診制度に加えることで、若年層の疾病予防と健康意識の向上を図るものでございます。

39 ページをお願いいたします。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費です。

7 節報償費の地区表彰報奨金につきまして、これまでは、特定健診受診率が、第 2 期データヘルス計画に定める 75%を達成した地区へ 10 万円を渡しておりましたが、令和 6 年度から 11 年度までの第 3 期データヘルス計画におきまして、これまでの受診率の実績から特定健診受診率の目標を 70%に引き下げており、目標達成見込地区を 10 地区から 15 地区へ増やしたことによって、50 万円を増額しております。

続きまして、12 節委託料の特定健診受診率向上対策事業委託料でございます。

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間、特定健診未受診者の受診勧奨を 100%県負担で行ってまいりました。令和 5 年度で 3 年間の事業期間は終了しますが、希望する場合には、市町の一部負担、3 分の 1 の負担で事業の継続が可能となっております。受診率向上には有効と思われることから、今回、118 万 7000 円を予算計上するものでございます。

ちなみに、県負担が 178 万 6400 円、すみません、先ほど 3 分の 1 と言いましたが、負担割合 3 対 2 でございます。

戻りまして 10 ページをご覧ください。歳入の主なものを説明いたします。

1 款 1 項 1 目国民健康保険税です。保険税につきましては、県が示す標準保険料を参考に設定することになっておりますが、冒頭に申し上げましたとおり、被保険者一人あたり医療費が減少してきていること等もありまして、保険税率を据え置いて算出しております。対前年 5.6%減の 1 億 7244 万 1000 円を計上しております。

12 ページをお願いいたします。3 款 1 項 3 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

歳出 1 款 1 項 1 目で説明しました被保険者証廃止に伴う資格確認書交付機能追加によるシステム

改修業務及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修業務の委託料、合計458万4000千円が100%国庫補助されます。

13 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金でございます。

1 節普通交付金につきまして、歳出の 2 款 1 項から 3 項までの医療給付費相当額である 8 億 1807 万円を計上しております。

15 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございます。保険料軽減、保険者支援、未就学児均等割軽減分、財政安定化、その他として出産育児一時金分の原資として、繰入金 8568 万 8000 円を計上しております。前年比 2.2%増となっております。

16 ページをお願いいたします。6 款 2 項 1 目基金繰入金。前年度までは、予算不足を補うため 1500 万円を計上しておりましたが、令和 6 年度は、基金繰入を計上しなくても予算編成ができたことから科目設定の 1000 円のみを計上しております。

戻りまして 4 ページから 7 ページの第 1 表、8 ページから 9 ページの事項別明細につきましては、これまでの積み上げになりますので説明を省略いたします。説明は以上でございます。

続きまして、議案第 24 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算につきまして説明を加えます。

介護保険事業は、先に配布させていただいております第 9 期介護保険事業計画に基づきまして事業実施していくこととなります。

令和 6 年度の予算総額は前年同額の 8 億 4300 万円を計上しております。歳出から主なものを説明いたします。

26 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、前年比 439 万 8000 円増の 695 万 4000 円を計上しております。包括支援センター職員、主任ケアマネージャーの 1 名増員による増額となっております。

30 ページをお願いいたします。1 款 3 項介護認定審査会費でございます。

1 目介護認定審査会費につきまして、前年比 7.9%増の 950 万 2000 円を計上しております。

要介護認定審査会支援システムの新規リースに伴いまして、東彼地区保健福祉組合負担金の増額によるものとなっております。

2 目認定調査等費につきましては、19.7%増の 674 万 4000 円を計上しております。

会計年度任用職員の勤勉手当を新規計上したことに伴うものでございます。

33 ページをお願いいたします。1 款 5 項 1 目計画策定委員会費でございます。前年比 378 万円の減となっております。

介護保険事業計画策定業務委託費及び策定に伴う時間外手当が不要になりますので、それに伴う減でございます。

34 ページをお願いいたします。

34 ページ、2 款 1 項 1 目から 38 ページ 2 款 2 項 8 目までの保険給付費につきましては、過去の給付実績等から、各サービスごとの伸び率を算出し計上しております。

41 ページをお願いいたします。2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費です。

前年比 95%増の 390 万円を計上しております。後期高齢者医療費の状況を勘案し算出しており

ます。実際に支払った年度の翌々年度に国保連合会や社会保険者から請求があるものでございます。
46 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費でございます。12 節委託料につきまして、介護予防事業における取組評価のため、体力測定を実施し、専門職による結果説明と介護予防に関する講話を行う事業を新規実施するものでございます。123 万 3000 円を計上しております。13 節の使用料及び賃借料につきまして、総合会館和室で介護予防事業を行っておりますので施設使用料として 134 万 4000 円を計上しております。

53 ページをお願いします。

5 款 4 項 1 目保健福祉事業費です。12 節委託料につきまして、高齢者配食事業対象者の増加から、前年比 90 万 1000 円増の 516 万 6000 円を計上しております。

続きまして歳入をご説明いたします。10 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。本年度の保険料総額は、保険給付費等から公費等を除いた前年比 2.3%増の 1 億 5418 万 5000 円を計上しております。

12 ページをお願いします。3 款 1 項国庫負担金は、前年比 1.2%減の 1 億 7975 万 6000 円を計上しております。歳出、2 款の保険給付費の減に伴うものでございます。

14 ページをご覧ください。4 款 1 項支払基金交付金、5 款 1 項県負担金とともに、国庫負担金と同じく、保険給付費の減に伴いそれぞれ減額して計上しております。

19 ページをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 22 分）

再 開（午後 2 時 22 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

19 ページをお願いいたします。7 款 1 項一般会計繰入金です。

主に職員の給与等による総務費の増に伴い、0.8%増の 1 億 4110 万 4000 円を計上しております。

戻りまして 4 ページから 7 ページの第 1 表、8 ページから 9 ページの事項別明細につきましては、これまでの積み上げですので説明を省略いたします。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 25 号令和 6 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算について説明を加えます。

県後期高齢者医療広域連合が運営する医療保険制度であります。被保険者数の増加に伴う保険料負担増を踏まえた予算構成となっております。前年比 10.2%増の 1 億 4430 万円を計上しております。

令和 6 年度及び令和 7 年度に保険料率が改定がなされております。均等割が 3000 円増の 5 万 2400 円、所得割が 1.28%増の 10.31%となります。

それでは、歳出から主なものをご説明いたします。18 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。前年比 0.1%減の 1089 万 8000 円を計上しております。ほぼ前年度並みとなっております。

20 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金でございます。

前年比 11.2%増の 1 億 2592 万 2000 円を計上しております。

2 目事務費負担金は広域連合の運営費に対する負担となります。前年比 11.4%増の 666 万円を計上しております。

8 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料ですが、冒頭申し上げましたとおり、保険料率が改定されております。これに基づき広域連合が賦課決定した保険料となり、特別徴収分で 7044 万円、普通徴収分が 1761 万 3000 円、合計で前年比 12.2%増の 8805 万 3000 円が保険料総額となります。

11 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金です。

歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金等を賄う繰入額となります。この繰入金の中には保険料等納付金の 4 分の 3 を県が補助し、残る 4 分の 1 を町が負担することになっておりますが、県補助が広域連合を通じて一般会計に振り込まれるため、これを含めて特別会計に繰り入れる形を取っております。前年比 8.3%増の 4895 万 1000 円を計上しております。

戻りまして 4 ページから 5 ページの第 1 表、6 ページから 7 ページの事項別明細につきましては、これまでの積み上げですので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

町長にお願いがあります。

○議長（浪瀬真吾君）

質問をしてください。

○3 番（構浩光君）

町長に質問いたします。

国保の場合は現住所でいきます。介護の場合は特例住所地、特例でいきます。後期高齢は県内どこへ行っても同じなんですけれど、東彼杵町の場合はですよ、鈴木病院の方が精神の入院患者がおります。そこにですね、私も以前課長をした時に調べたところですね、5、6 名住所を移されてきております。

ですので、その分の医療費に掛かった部分をですよ、一般会計の方からですよ、総額の 12 分の 1 ですよ、だったと思うんですけど、その分を支払いを行っております。

ですので、後期高齢のですよ、会議の折ですよ、住所地特例がならないかどうか、そこをですね、質問していただきたいと思っております。そうすることによってうちの持ち出しがですね、たぶん減ってくると思うんですよ。

それから、今から高齢者が増えてきてですよ、ますます負担が増えて、うちの後期高齢の方がちょっと増額になっていく可能性がありますので、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

住所地特例の方もですね、今、町村会とか県で協議をしておりますので、一番うちが、やはり病院があって、今まで医療費がものすごく高かったんですが、だんだん減ってきてまして、今、川棚町が一番高いです。そして一番低いのが五島市です。これは、国保も含めてですよ、県下統一の方向に今進めていて、一番そこがネックになっているんですよ。やはり、医療機関がある所とない所とですね。

だから、それはまた今県でも協議をしておりますので、住所地特例の方は話をずっと進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 23 議案第 26 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計予算

日程第 24 議案第 27 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計予算

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 23、議案第 26 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 24、議案第 27 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計予算、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 26 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明します。

第 3 条の水道事業収益が 2 億 4827 万 7000 円で、水道事業費用が 2 億 4762 万 1000 円となっております。

第 4 条の資本的収入が 1 億 9885 万 2000 円、資本的支出が 2 億 1907 万 8000 円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしています。

次に、議案第 27 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計予算についてご説明をします。

第3条の下水道事業収益が3億4189万1000円で、下水道事業費用が3億2065万8000円となっています。

第4条の資本的収入が1億3130万円、資本的支出が1億9520万円でございます。不足額は留保資金を充てるようにしています。それぞれの詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第26号令和6年度東彼杵町水道事業会計予算について補足して説明いたします。

内容につきましては実施計画明細書により説明をいたしますので、26ページをお願いいたします。収益的収支の収入になります。

令和6年度の予定額は全体で2億4827万7000円となります。

内容としましては、1款1項の営業収益の1目給水収益につきまして昨年度並みの十二月分の使用料として、1億6575万9000円を計上いたしております。

営業収益はこの他手数料、加入金と合わせて1億6682万2000円となります。

2項の営業外収益の2目負担金につきましては、消火栓2か所の設置工事費を含め一般会計繰入金と財政調整基金繰入金の科目設定を含め全体で1762万7000円を計上いたしております。

3目の長期前受金戻入については、これまでに交付を受けた補助金や繰入金等について令和6年度に収益化する分の6276万円を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。

5目消費税還付金につきまして、令和6年度は建設改良費が大きくなっておりますので、借受消費税より借り払いの消費税額が大きくなる見込みであるため、還付金として106万2000円を計上しております。

次に収益的支出につきまして、令和6年度の予定額は2億4762万1000円を計上しております。

内訳としまして、1款1項営業費用の1目原水及び浄水費については、取水施設や浄水場などの維持管理費用として令和5年度並みの4565万5000円を計上いたしております。

2目の配水及び給水費については、令和5年度より280万円ほど少なく計上いたしております。要因としては、工事請負費の消火栓取替工事について令和5年度6か所であったのに対しまして、令和6年度2か所ということで、それらの減少が要因となっております。その他は昨年度並みを計上し、配水・給水費全体で2922万7000円を計上いたしております。

4目の総係費につきましては、職員1名の給与費が増額となっております。

また、令和6年度は、水道技術管理者の資格取得に必要な講習に職員1名を派遣する予定であり、それに要する研修旅費を増額計上いたしております。

それらを含めて総係費全体で令和5年度より659万3000円増の5288万9000円を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。

2 項の営業外費用になりますけれども、企業債利息の償還金他を合わせ 1203 万 3000 円を計上いたしております。4 項予備費につきましては 100 万円の計上となります。

次に 29 ページをお願いいたします。

資本的収支の収入につきまして、令和 6 年度の予定額は 1 億 9885 万 2000 円となります。内訳としましては、1 款 1 項 1 目企業債につきまして、水道未普及対策事業及び老朽施設更新事業の令和 6 年度事業に係る借入金として、公営企業債を 7300 万円及び過疎債を同額の 7300 万円、合計の 1 億 4600 万円の計上をいたしております。

2 項 1 目の工事負担金につきましては、一般会計から老朽施設更新事業分として 2000 万円及び道路改良工事に伴う水道管移設工事費分として 120 万円の、合計 2120 万円を計上いたしております。

3 項の補助金と 4 項の補償金は科目設定のみとなります。

5 項の出資金につきましては、企業債元金の償還分として 3164 万 9000 円を計上いたしております。

30 ページをお願いいたします。

資本的収支の支出になります。全体で令和 6 年度予定額は 2 億 1907 万 8000 円となります。

内訳としまして、1 款 1 項 1 目建設改良費は、水道未普及対策工事費及び町道改良工事に伴う水道管移設工事費、その他配水池の外構整備工事費などを合わせて 5920 万 3000 円の計上となります。

2 目の老朽施設更新事業につきましては、令和 6 年度から第 2 期計画の実施工事に入ります。

里地区の水道管布設工事費用及び口木田地区の水道管布設替え工事費など老朽管路の更新事業に係る経費としまして 1 億 2121 万 1000 円を計上いたしております。

4 目の固定資産購入費につきましては、量水器の購入費用といたしまして、新規の設置費分と計量法に基づく交換分を合わせまして、591 個の購入費 240 万 1000 円を計上しております。

2 項 1 目の企業債償還金は元金の令和 6 年度償還分として 3626 万円。3 項 1 目財政調整基金繰入金は科目設定のみとなります。

2 ページに戻っていただきまして、第 5 条につきましては企業債の限度額等を定めております。

3 ページには第 9 条に、他会計からの補助金として一般会計から 3120 万円の補助を受ける旨記載しております。

6 ページから 9 ページまでの実施計画につきましては、これまでの説明の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。

10 ページ以降は、参考資料としまして財務諸表を予算に関する注記等を添付いたしております。以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 27 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計予算について説明いたします。表紙の裏面をお願いいたします。

予算の概要ですけれども、令和 6 年度から農業集落排水事業及び漁業集落排水事業が地方公営企業法の適用を受けることとなりますので、既に法適用である公共下水道事業と農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を合わせた東彼杵町下水道事業会計として予算の編成をいたしております。

令和6年度のそれぞれの事業の主なものとしましては、公共下水道事業におきましては、処理場の施設更新と事業のストックマネジメント計画に基づく令和6年度債務負担工事として、令和5年度から着手をいたしております電気設備更新工事及びその次に続きます汚水処理施設の機械電気設備更新工事に係る実施設計業務を予定いたしております。

また、集落排水事業におきましては、次期更新事業に着手するための集落排水設備の最適整備構想の策定業務及び経営戦略の見直しに係る業務を予定いたしております。

予算の内容につきましては、実施計画明細書にて説明いたしますので、32ページをお願いいたします。

まず、収益的収支の収入につきまして1款1項営業収益としては、下水道使用料が5517万円、その他手数料各種収入を合わせまして5531万7000円を計上いたしております。

なお、表の下水道使用料の説明欄の一番右側ですね、事業ごとの内訳を記載しております。東彼杵処理区が公共下水道事業になります。その下の中尾地区及び西部地区が農業集落排水事業、一番下の音琴地区が漁業集落排水事業の使用料収入ということで見ていただければと思います。

次に、1款2項営業外収益につきまして、2目の他会計補助金には、公共下水道及び農業集落漁業集落排水事業3事業の基準外繰入金9862万2000円、3目は他会計負担金としまして3事業の基準内繰入金、1億613万円を計上いたしております。この他長期前受金の戻入等合わせまして営業外収益は2億8657万円となります。

34ページをお願いいたします。収益的収支の支出になります。

1款1項1目の管渠費につきまして、15節の修繕費につきましては、公共下水道事業のマンホールポンプの修繕及び管路の舗装補修等の費用としまして165万円、集落排水事業につきましては、マンホールポンプ等の修繕費用として農業集落排水区域で100万円、漁業集落排水事業区域は50万円、3事業合わせまして315万円を計上いたしております。

20節の委託料につきましては、新規計上になりますけれども、管路等の巡視点検調査業務委託料として306万3000円を新たに計上いたしております。これにつきましては、平成27年度に下水道法に基づく維持修繕基準が創設されまして、特に腐食の恐れが大きい管路については5年に一度の点検が義務化をされております。

これに基づきましてこれまで職員が直営で点検を行ってまいりましたが、昨年度から人員が1名減となったこともあり、今後、専門家による詳細点検を行って腐食による疲労度やそれらの状況を数値化して今後の修繕計画に活用する必要があると判断いたしましたので、専門業者への業務委託の費用を計上いたしましたものです。

21節の使用料及び賃借料の車借り上げ費につきましては、台風災害時等に停電した場合のマンホールポンプ等の非常用電源として発電機及びそれを搭載する車両のリース料としまして37万4000円を計上いたしております。

22節の工事請負費につきましては、農業及び漁業集落排水事業における管路の補修等の補修費として、農業集落排水事業区間が65万円、漁業集落排水事業の区間が30万円の合計95万円を計上いたしております。

その他の経費につきましては、令和5年度並みの予算を計上し、管渠費全体で1271万3000円の計上となります。

3目の処理場費につきましては、3事業それぞれの処理場に係る維持管理費用の合計7088万5000円を計上いたしました。

35ページをお願いいたします。総係費につきましては、給料、手当等については職員3名と会計年度任用職員1名の給与費になります。

その中で時間外勤務手当につきましては、3事業のそれぞれに必要な金額を計上いたしており、それ以外につきましては全て公共下水道事業費として計上いたしております。

時間外勤務手当につきましては公共下水道事業費に130万円、農業集落排水事業費に3万7000円、漁業集落排水事業費は科目設定のみの1000円を計上いたしております。

36ページをお願いいたします。

18節の手数料につきましては、令和6年の10月から有料化となります公金の振込手数料につきまして、新規に3事業分の手数料5万1000円を計上いたしております。

20節の委託料につきまして、農業及び漁業集落排水事業の経営戦略策定に係る業務委託費としまして513万7000円、農業及び漁業集落排水施設の最適整備構想の策定業務費としまして430万7000円を新規に計上いたしております。

経営戦略策定業務費につきましては、平成28年度に策定しましたそれぞれ二つの事業の経営戦略につきまして、令和6年度から地方公営企業法の法適用ということになりますので、それに基づき現計画を見直す作業を行うものです。

また、集落排水施設の最適整備構想につきましては、これも平成26年度に処理施設、処理場についての更新計画を策定しており、平成30年度から令和3年度までの4年間でそれぞれの処理場の機械及び電気設備の更新事業を完了いたしております。

今回はその継続事業としまして、管路施設及びマンホール施設並びにマンホールポンプの最適整備計画を策定するものになります。

その他の経費につきましては、令和5年度並みを計上しまして、総係費全体で4021万3000円の計上となります。

37ページをお願いいたします。収益的収支の支出になります。

営業費用としまして減価償却費を1億5304万3000円、資産減耗費518万2000円、その他営業費用の科目設定1000円を合わせて営業費を全体で2億8203万8000円を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。資本的収支の収入になります。

1款1項1目の建設改良企業債につきましては、起債事業として実施をいたします公共下水道の道路舗装、管路の道路舗装復旧工事費に係る起債として420万円、また、交付金事業として令和6年度債務負担工事で既に実施着手いたしております処理場の電気設備更新工事に係る令和6年度歳出分の起債充当分2120万円、合わせて合計2540万円を計上いたしております。

2目補助金の1項国庫補助金につきましては、先ほど説明しました公共下水道処理場の令和6年度債務負担工事に係る令和6年度歳出分の国庫補助金2436万円、また、その継続事業としまして予定いたしております処理場の汚泥処理施設、汚泥処理棟の中の施設になりますけれども、こちら

の機械及び電気設備の更新事業に係る実施設計費 750 万円の補助金として事業費の 50%相当の 375 万円、この二つを合わせて合計 2811 万円を計上いたしております。

3 項の負担金 1 目工事負担金につきましては、公共下水道事業の各工事の単独費としまして、一般会計からの繰入金 374 万 2000 円、2 目の受益者負担金及び分担金につきましては、これも公共下水道事業の令和 4 年度の新規分担金の令和 6 年度納付金納付分になります 70 万円及び令和 6 年度新規の設置を 10 件見込みまして、その分の 150 万円。農業集落排水施設につきましては科目設定のみとし、合計の 220 万 2000 円を計上いたしております。

4 項の出資金 1 目の他会計出資金につきましては、一般会計から公共下水道事業に 4396 万 8000 円、農業集落排水事業に 2401 万 7000 円、漁業集落排水事業に 385 万 5000 円、出資金合計で 7184 万円の計上をいたしております。

39 ページをお願いいたします。資本的収支の支出になります。

1 款 1 項 1 目の建設事業費 20 節委託料につきましては、先ほど説明しました処理場の次期更新事業汚水処理施設の電気機械設備の更新に係る実施設計費 750 万円、その他委託料としましては、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の科目設定のみとなります。

22 節の工事請負費につきましては、公共下水道事業分として管渠整備費の管路の舗装復旧工事費 470 万 1000 円。それから更新工事費につきましては、処理場の汚水ポンプ棟の床排水ポンプの更新工事費として 120 万 1000 円。処理場の更新工事費は令和 6 年度債務負担工事として既に昨年度から実施しております電気設備工事費の令和 6 年度歳出分の 4455 万円。加えて令和 6 年度の新規公共柵設置工事費の見込み数を 10 件としまして、また、農業集落排水事業区域では 1 件を見込みまして合計 11 件の新規見込み。1 件あたり 15 万円を乗じた 165 万円を加え、その他の科目設定と合わせて 5960 万 5000 円を計上いたしております。

2 項 1 目の建設改良企業債償還金につきましては、公営企業法への適用債としまして 288 万 6000 円。これが公共下水道事業債分になります。

その他事業債につきましては、3 事業合わせまして 1 億 3194 万 1000 円を計上いたしております。

4 項 1 目の予備費につきましては、3 事業を合わせて 76 万 6000 円を計上いたしております。

戻っていただきまして、2 ページをお願いいたします。

2 ページの一番下になりますけれども、第 4 条の 2、特例的収入及び支出については、令和 5 年度末で特別会計が打ち切り決算となります農業及び漁業集落排水事業の未収金及び未払金を記載しております。

3 ページをお願いいたします。

第 5 条に債務負担行為を記載しております。第 6 条には企業債の限度額等を記載しております。

4 ページをお願いいたします。

第 10 条は、他会計からの補助金としまして一般会計から 1 億 236 万 5000 円の補助を受ける旨、記載をいたしております。

6 ページから 9 ページまでの実施計画につきましては、これまでの説明の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。

10 ページ以降は財務諸表、それから予算に関する注記を添付いたしております。

申し訳ありません、また先に進んでいただいて、30 ページをお願いいたします。

今回、令和6年度から3事業を合わせて下水道事業会計ということで一本化いたしておりますので、この30ページの注記の一番最後になりますけれども、IVのセグメント情報ということで、セグメントを3つにこれまで説明しましたように、これまでの公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業に分けております。その中で、2にそのセグメントごとの営業収益等につきましてそれぞれに分けて記載をいたしておりますので、参考までにご確認いただければと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

議案第26号と言いながらも量水器関係について質問します。

一般会計の方ですね、特公賃のメーター器の取り替え工事が上がっております。

特公賃住宅が建ってからもう20年、30年過ぎております。メーター器によってですよ、水道料、それから下水道が換算されております。

ですので、これは他の市町から聞いてもらって、私は、もう料金的に入ってきているものですから、どちらかといえば水道の方で見ていただいた方が良いのではないかなと思っております。これは、是非そうしてくださいとは言いませんが、検討の余地が来た時期じゃないかなと思っていますので質問しました。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議員ご質問の特定公共賃貸住宅につきましては、集合住宅の形態でありまして、水道メーターについては管理部門であります建設課の方との取り決めで、建設課の方で取り替えを、計量法に準じてやっていただいております。

水道部局の方でというご要望ですけれども、うちの方も企業会計として収益を上げないといけませんので、その部分について当方としては、公営住宅の管理の方で負担していただいた方が率直な意見としては助かると思っております。ご要望はご要望としてお伺いしまして、管理部門である建設、町長部局になりますけれども、協議はしたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。2番議員、児玉隆行君。

○2番（児玉隆行君）

26号議案、水道事業会計についてですが、本年1月1日の能登半島沖地震ですね、長い間断水し

て住民の方は大変苦勞されています。

本町のですね、施設であったり、基幹管路、配水管もそうですが、耐震化率はどの程度なのか。そう高いとは予想してないですけども、今回の予算でも上がってます施設の更新であったり、管路の更新されている部分については耐震化のもので耐震化率が上がるような施工をされているのか、併せてお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

国の方からも、耐震化の推進については求められているところがございます。その手法につきましては、国の方も示しておりますけれども、老朽管の更新時期に合わせて同時に耐震化を進めることで耐震化を加速させるというふうな方針も示されておりますので、本町も老朽化の更新工事に合わせて耐震化を図るようにいたしております。

具体的にはポリエチレン管になりますので、熱融着の継ぎ手を施工することで、管路を一体化して耐震性能を高めるという工法を採用いたしております。

耐震化率につきましては、水道統計等を出しておりますけれども、直近の令和4年度の統計でいきますと、管路施設について12.4%の耐震化率と、非常に低いわけですけども、老朽管の更新事業に合わせて耐震化についても進めていきたいと。

また、施設につきましては、管路の老朽更新の方に重点を置いてこれまで実施をしてきたということもありまして、耐震性能の判断自体をまだ行っていないという状況にあります。

ただ、近年ですね、新しい施設については実施設計の折に、レベル2地震等に対する耐震性能を有する設計を行っております。

古い施設については性能判定を行っておりませんので、その部分については性能を有しているかどうか不明というふうな状況になっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後3時07分）

再開（午後3時20分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第 26 号、議案第 27 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 25 議案第 28 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 25、議案第 28 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 28 号東彼杵町教育委員会委員の任命について

次の者を東彼杵町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

任命する方は、氏名 山口直登さんでございまして、住所、生年月日は記載のとおりでございます。今、1 期目でございます。

任命期間としまして 任期が令和 6 年 4 月 13 日から令和 10 年 4 月 12 日までの 4 年間となっているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 28 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口を閉める）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き 7 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定より、立会人に 5 番議員、尾上庄次郎君、6 番議員、大石俊郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（浪瀬真吾君）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（浪瀬真吾君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（井上晃君）

それでは読み上げます。

1 番、大安義和議員、2 番、児玉隆行議員、3 番、構浩光議員、4 番、吉永秀俊議員、5 番、尾上庄次郎議員、6 番、大石俊郎議員、7 番、口木俊二議員。

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

5 番議員、尾上庄次郎君、6 番議員、大石俊郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数、7 票。有効投票、7 票。無効投票、0 票です。有効投票のうち、賛成 7 票、反対 0 票。以上のおおりの賛成が多数です。

したがって、議案第 28 号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。
(議場出入口を開ける)

日程第 26 報告第 2 号 専決処分に関する報告について
(駄地団地造成工事請負契約の変更について)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 26、報告第 2 号専決処分に関する報告について（駄地団地造成工事請負契約の変更について）を議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 2 号専決処分に関する報告について（駄地団地造成工事請負契約の変更について）。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、工事請負契約の変更に伴う請負金額及び工期の変更について、専決処分する。

1、変更した工事請負契約 駄地団地造成工事請負契約の変更。2、契約者 東彼杵町長 岡田伊一郎。3、変更契約の内容 契約金額（変更前）6176 万 7200 円、（変更後）6611 万 9900 円。4、契約の相手方 住所 東彼杵郡東彼杵町里郷 1885、会社名 株式会社中野組、代表取締役 中野広信。5、変更の理由 工事内容の変更に伴う金額変更。

詳細につきましては、建設課長に説明させます。よろしくお願いいたします。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第 2 号につきまして町長に代わり説明をいたします。

本工事につきましては、令和 5 年 9 月の定例会で契約締結の議会議決をいただいている工事でございます。

現在までのまじ進捗率でございますけれども、事業費ベースで約 95%の進捗が図られております。

それではお配りしました図面をご覧くださいければと思います。

主な変更の理由といたしましては、着色部分の切り土法面の面積 110 m²あります。当初、種子散布工法にて施工を予定しておりましたが、土質確認の結果ですね、最適な工法を採用することによって、植生マット工法やモルタル吹付け工法への工法変更が必要になったことによる増額の変更となっております。

増額金額 435 万 2700 円の増となっております。説明は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 2 号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 31 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 児玉 隆行

署名議員 構 浩光